

第五十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十時三十三分開会

委員の異動

四月十八日
辞任

園田 清充君
鬼丸 勝之君
達田 龍彦君

補欠選任
内藤三郎君
大森 久司君
藤原 道子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

和田 鶴一君

委員

高橋雄之助君
任田 新治君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君
青田源太郎君
大森 久司君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
内藤三郎君
温水 三郎君
野知 浩之君
堀本 宜実君

國務大臣

農林大臣

西村 直己君

政府委員

農林省農林経済局長

大和田啓氣君

林野庁長官

片山 正英君

事務局側

参考人

常任委員会専門員
宮出 秀雄君
全国山林労働組合協議会議長
田村 武君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和田鶴一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

森林法の一部を改正する法律案の審査のため、全国山林労働組合協議会議長田村武君を本日参考人として出席を求め、ここにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田鶴一君) これより森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

参考人として全国山林労働組合協議会議長田村君に御出席をいたしておきます。

参考人の方に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多忙中のところ、当委員会に御出席くだされ厚くお礼を申し上げます。

なお、議事の順序について申し上げます。初めに田村参考人の御意見を述べいただき、次いで委員から御質疑を申し上げるという順序で議事を進めてまいります。

それではまず田村参考人から御意見を述べ願います。

○参考人(田村武君) 私は全国山林労働組合協議会の議長としております田村武でございます。今後の日本林業の動向にきわめて大きな影響を持つ森林法の一部改正法案に当たって、林業年度の意見の手である山林労働者と労働組合の立場から意見を申し述べる機会を与えていただきました本委員会のあたたかい御配慮に對して感謝するとともに、光榮に思うのであります。

私は国有林、民有林を問わず、全国の山林で働く十万人の労働者を代表して、全林業労働者と山村住民の社会的、経済的地位の向上、日本林業の民主的發展と拡充を願ひ、一貫して運動を進めてきた立場から、第一に、日本林業と林業労働者の現状と林政の問題点、第二に、林業労働者から見た本改正法案の問題点、第三に、林業生産の民主的拡充発展のために緊急を要する当面の措置の三点について、私たちの考えを申し述べたいと思ふのであります。

まず第一に、日本林業と林業労働者、林政のきわめて憂慮すべき現状と問題点について申し上げます。

御承知のとおり、わが国は発達した資本主義國中、国土面積に占める林野率はトップにあるにもかかわらず、世界有数の木材輸入国であり、丸太の輸入では世界第一位となっているのであります。

これは、戦時中及び戦後の乱伐による山林資源の枯渇と、山林破壊に加えて戦後の林政の重点が紙パルプ産業をはじめとする大独占企業への低廉な原木供給と、他方では戦後の土地改革から除かれた大山林地主の保護育成に置かれた結果にほかならないと考えるのであります。木材需要は政府の不十分な統計によっても、昭和二十年代前半の二千万立方メートル台から、二十六から二十九

年の三千万立方メートル台へと伸び、三十年には四千万立方メートルをこし、政府が国民所得倍增計画を樹立し、高度経済成長政策をとり始めた昭和三十五年には一億七千万立方メートルを突破し、四十一年にはさらに八千万立方メートルをこえるというように著しい増大を示しているのであります。反面、国内の林業生産は三十六年から七年以降後退ないし停滞を続けているのであります。こうして木材輸入は三十六年から飛躍的にふえました。四十二年には対前年比三十一増の三千三百立方メートルに達し、その供給シヤは約四〇％に達しているのであります。木材需要は、いわゆる景気抑制下の本年においても林野庁調べによっても対前年比四増が見込まれ、これに對する国内の生産は、国有林の減産はじめ拡大の見通しはなく、林野庁もわずかに〇・五％の増を見込んでいるにすぎません。こうして木材依存度は四一％以上になることが見通されているのであります。あとでも申し上げますが、率直に申し上げて林野庁の需給見通しはあまり信頼できないのであります。ごく最近でも需要と木材輸入は見通しをはるかにこえ、国内生産は逆に下回っているからであります。こうして日本の木材需給、生産はますます木材依存度を深め、日本林業はまさに危機に瀕していると言つても過言ではないと思ふのであります。

また、国有林を中心とした大面積の皆伐や増林の不十分さや治山の立ちおくれなどによる山林の荒廃によつて一昨年の長野県下南木曾町の洪水、甲府市郊外の洪水、昨年の羽越豪雨による山形、新潟県下の洪水など、全国の山村地帯の住民は相次ぐ水害の惨禍をこうむっているのであります。造林の立ちおくれは素材生産の場合より一そうひどく、三十六年以降後退の一途をたどっていることは林業生産の将来にとってきわめて重大と言わな

ければならないと思つてあります。これは私有林面積の四〇％をこす五ヘクタール未満の山林所有者であり、下層農民の切り捨てと、公有林野等官行造林法廃止にあらわれた公有林行政の後退などの安上がり林政の結果と断ぜざるを得ないのであります。林道網の不備は林業生産の隘路の一つにあげられてゐるものであります。政府は森林開発公団による熊野川、剣山、両公団林道の開設はじめ、スーパー林道、農免峠越え林道、林業構造改善事業林道、国有林における閑通林道その他の林道開設、主として自動車道の開設に力を入れてきたのであります。しかし、このように林道が年々拡充されたことと全く逆に林業生産が停滞を続けてゐるのであります。これは林道開設が一部土建業者をこやし、林業生産の拡充よりも奥地大山林所有者の山林の立木価格を高めたり、私鉄資本その他の観光資本の利潤増大に役立っているとしたか考えられないのであります。

しかし、林業生産の最大の隘路は、生産のない手である林業労働者の労働条件が劣悪であり、社会保障が全く低位に置かれ、重労働、災害多発の結果、生活と生命の不安、将来の希望を失なつて年々山を去る労働者があつたと、深刻な林業労働力不足となつてゐることであります。四十二年十月の労働省発表によれば、林業労働の主軸ともいへば伐出作業における災害発生は全産業中最大となつており、チェンソーなどの使用による白ろう病など新たな職業病は拡大の一途をたどつてゐるのであります。賃金は、政府統計によつて見ても最高の伐出作業で四十一年の一日平均が千三百八十四円であり、造林においては千二百三十三円にすぎず、一月満度に働いても伐出で三万一千円から二万円、造林で二万七千円程度にしかならないのであります。しかも林業労働は他産業と違い、いわゆる荒れ日によつて休業が多い上に、雇用がきつめて不安定であり、臨時日雇い労働者の数は約半数にすぎないから年間の収入は他産業とは比較にならないほど低いのであります。全林野労働組合の長年にわたる要求と闘ひ

で、民間林業に比較して雇用が比較的安定してきた国有林現場労働者の中で最優位にある常用作業員の中でさえ生活保護基準並みの賃金収入しか得られない労働者が一割近くあると推定されるのであります。健康保険、失業保険、労働災害保険などの社会保障保険制度については、これらの制度が主として常用労働者を対象にしてゐることもあつてその適用はきつめて低いのであります。しかも政府は、地方自治体を指導し、長年の山林労働者の願いを部分的に反映して、三十八年から適用されてきたきつめて不十分な日雇い失業保険さえ奈良県などでこれを適用除外にしようとしてゐる事実がきつめて重大な問題と言わなければなりません。

このような状態を放置してどのような施策も、木に登つて魚を取るのたぐいにひとしいものと言わざるを得ないのであります。政府は、今年度林業関係予算の中で造林に力点を置いたと言つてゐるものであります。造林の補助金算定の労働単価を八百円しかみてゐないのであります。しかし、すでに申し上げた四十一年の一日平均がすでに千二百三十三円となつてゐるのでありますから、これに比べても六七％弱にすぎない、年率七％アップで計算した四十三年賃金は千三百七十六円となり、これの五八％にしかすぎないのであります。このような貧困な施策の結果が、造林の後退の中でも補助造林の低下は自力造林の低下に次いで低く、四十一年は二十一万ヘクタールで三十六年の実に七五％に落ちてゐるのであります。

林政の問題の一つとして、林業統計の不備にも触れないわけにいかないのであります。古いことはさておいて、この二、三年について見てみると、たとえば、政府が四十一年四月策定した「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要および供給に関する長期の見通し」では、外材が三千万立方メートルをこすのは昭和六十年代であり、自給率は五十年代が最低で七一％となつてゐたのであります。これが二年もたたないうちに

のであります。また、林野庁が昨年九月に発表した「四十一年ないし四十三年の木材需給の見通し」は、半年もたたない本年二月に早くも修正しなければならぬという、まことに寒心にたえなない状態なのであります。このようなこととどうして国家百年の計と言ふべき林業の基本施策を推進できるでございましょうか。林業労働力不足が深刻になつてゐる今日においても、林業労働者についての十分な統計がないのであります。このような政治姿勢から真の生産需給対策は生まれるはずはないと思ひます。

次に、第二の問題として、林業労働者の立場から見た本法改正案の問題点について簡単に触れたいと思つてあります。言うまでもなく、計画林業生産、拡大再生産は林業労働者の立場から見ても最も望ましいことであります。このような願いを反映して、三十七年の森林法改正に際して社会党委員より個別計画樹立の必要をただしたようでありましたが、その必要はないというのが政府答弁であつたのであります。需給見通しの現実との大きなズレとともに、このような一貫性のなさ、場当たり的御都合主義的な姿勢から長期にわたる林業施策が樹立され得ないと思つてあります。

さて、改正の内容について若干触れたいと思つてあります。大山林地主の財産保持的経営、切り惜しみは、林業生産の停滞と雇用不安の原因ともなつてゐることは私たちが機会あるごとに指摘、批判してきたところであります。今回の改正による所得税、法人税、相続税の優遇措置は、一そう切り惜しみを助長するおそれを持つてゐると言わざるを得ないのであります。また、林業生産にとつてきつめて重要な地位にある五ヘクタール未満の林家はこの計画のうちに置かれるおそれが濃いのと思つてあります。かりに森林組合などで計画するにしても、農山村の仕事と生活に魅力

を失つてゐる現状のもとでは画餅にひとしいと言わざるを得ないのであります。

の見解を申し上げたいと思つてあります。私たちは、何よりもまず林業生産のない手である林業労働者が安心して働ける条件をつくり出すことを第一義的な施策とすべきだと確信するものであります。すなわち賃金を他産業以上に引き上げ、雇用を安定し、労働時間を短縮し、重労働の軽減と抜本的な安全対策が必要だと思つてあります。労働基準法の適用制限をはずし、全面適用をし、林業労働組合、組合員に対する不当かつ半封建的な仕事と雇用の差別や、圧迫、介入などは絶滅されることが緊急に必要だと思ひます。

第二に、森林組合の自主的民主的強化、大山林地主本位から全組合員の総意による民主的運営が行なわれるように指導援助を強めることが大切だと思ひます。また政府、地方自治林の下請機能的な現状は排除され、自主的経済団体としての本来の性格を明確にすべきだと思つてあります。

第三に、造林の積極的拡充の措置は緊急の要請だと思つてあります。特に、前記の圧倒的多数の小規模林家が安心して山林生活を営めるような民主的山村振興施策が実施されなければなりません。この点について、山村振興法が成立して三年以上経たない今日、何ら実効ある施策が行なわれてゐないのはきつめて遺憾に思つてゐます。また、天下りのなかり会い林野の解体や共同化をやめ、自主的民主的な共同化や分配について指導、援助されなければなりません。

造林の補助金単価と金融は大幅に引き上げる必要があらわれます。また、融資を必要とする林家に対しては長期の低利資金を融資すべきであります。また、比較的大林家に多い融資造林などに見られる計画と実行のくい違いについての適切な規制措置を講ずることが必要であります。

次に、いわゆる切り惜しみについてであります。適正伐期以上の林分は主として大規模な山林所有者の山林に多いのが実状であります。これら林分所有者の計画的な伐採助長のために、現行の課税方式の再検討や、蓄積に見合った累進課税など、地方条例などによる規制措置などを講じ、

さらに粗放経営の大山林の国有林化または国营化についても検討すべきであると考えているのであります。

次に、真に生産的な林道の拡充の問題であります。大山林地主や観光資本の利益重点の林道、その他政府高官の政界出馬に際して、選挙地盤に大量の資金を回して林道開設を不当にふくらましたとの疑いを持たれるような、いわゆる政治的的林道開設ができないように、林道政策と施行計画については、国会審議を経て民主的に行なうなどの措置を講ずる必要があると考えているのであります。また、林道の開設の計画と実行にあたっては、開発対象の林分の蓄積などについて十分な調査と適切な見通しを立て、真に林業生産に役立ち、かつ、地域住民の福祉向上に役立つ方向で行なうことが必要であります。受益者負担については、零細な住民からの徴収をやめ、大山林所有者、大伐出業者などからの累進負担などの措置が講ぜられるのが妥当と考えているのであります。

次に、官行造林の復活について早急に検討し、制度化をはかる必要があります。四十一年七月、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律制定の際、附帯決議として官行造林制度について検討することになっているのであります。その後、政府、林野庁は何らの施策も講じていないのであります。逆に、廃止が取りざたされている森林開発公団に対して、国有林特別会計から直接出資する道を開いてその延命をはかり、公団造林を半恒久化しようとさえしているのではありません。言うまでもなく、造林は重要な国の施策でなければなりません。公有林野などの所有者、自治体のみならず、力での造林困難な場合は、国有林特別会計の出資などという間接的、こそく的な手段によらず、直接国有林野事業の伝統ある組織と、すぐれた技術と、労働力によって国の責任で行えるよう官行造林法の復活、制度について早急に検討し、結論を出していただきたいのであります。

最後に、国有林経営における大企業本位的な経

営政策、企業利潤追求本位の合理化をやめ、真に国民的公共性優先の民主的な経営を行なうことがなされる必要があります。特に、里山針葉樹人工林の過伐、短伐期による大面積の皆伐をやめ、奥地老齢過熟林分の積極的な開発を行ない、林業生産面でも国内供給、自給率を高めることが大切であります。このため、事実上の経営放棄につながる大規模な立木販売や、造林の植えつけまでも含めた請負作業を全廃し、直営直備を飛躍的に拡大し、常用化を中心とした雇用の拡大、安定を実現し、賃金を他産業の水準以上に引き上げ、その他の労働条件を抜本的に改善することによって、民間林業経営者に対して模範的な先導的役割を果たし、林業労働者の安定就労を保障し、このことによっても国有林の公共的役割りを飛躍的に強めることが必要だと考えるものであります。また、国有林経営を圧迫し、国有林労働者に犠牲を強いている林政協力の名による民間大林家、大企業本位の支出をやめ、国有林の経営内容の充実に充てるべきだと考えます。

以上、林業労働者を代表して若干の意見を申し述べさせていただきますが、私たちの日本林業の民主的発展を願う切実な気持ちをおくみとりいただきまして、慎重審議の上、全林業労働者が安心して就労し、生活できる諸施策を打ち出していただくことを強く期待して、私の意見を終わる次第であります。

御清聴まことにありがとうございます。

○委員長(和田鶴一君) ありがとうございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○川村清一君 ただいまは山林に働く山林労働者を代表いたしまして貴重な御発言をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、私、関連いたしまして二、三の質問を申し上げたいと思うわけですが、最初にお尋ねいたしますことは、先般の委員会におきまして、労働力の安定の問題について質問があったた

てありますが、これに対して林野庁のほうの御答弁は、この問題解決のために、森林組合を中心とした労働班というものをつくって労働班の働きによってこの問題解決の方向に著々と効果をあげているということで、労働班というものを非常に高く評価されておられる御答弁があったわけですが、さて、この労働班というもののつきまして、全国山林労働組合といたしましてはどういう評価をしておられるのか、これは労働組合とどういふ関係にあるのか、労働組合法に基づくものであるのか、労働組合法によって与えられておられる権利を持つておられるのかどうか、この労働班によって労働者のいわゆる労働条件の改善であるとか、地位の向上であるとか、いわば生活の安定、向上のためにこの労働班というものを通してそれらの問題が解決されておられるのかどうか、こういうようなことについてひとつ参考までにお考えをお聞かせいただきたいと思うわけでありました。

○参考人(田村武君) お答え申し上げます。

まず林業労働者の確保のために森林組合の労働班の拡充によって解決をするという答弁があったのでありますが、これに関連する御質問について、私も常々考えておりますことを申し上げます。

私たちは、現在の日本の法制のもとで労働者の法律の保護を受けるべき団体は労働組合以外にないと思っております。また、戦前にあったいわゆる労働供給事業、労働賃金のピンはねというようなことについては、戦後制定されました職業安定法によってきびしく規制されているのは御承知のとおりだと思っております。そうしてこの職業安定法の中で、こういう単なる労働力の供給というようなことについては、きわめてきびしい制約がなされておまして、こういう労働力の供給を行なえるものは、公共職業安定所か、または労働大臣の認可を得た労働組合以外の団体が行なうことは厳格に禁止をされているというように承知をしております。

しかるに森林組合の労働班なるものが、いかなる法的根拠によるものかは知りませんが、国の指導のもとに全国につくられていっているというところは、どうしても理解することができません。このことについて非常に強い疑問を感じております。したがって全山林労働組合協議会といたしましては、この問題を特に重視をいたしまして、現在その実態の詳細について調査を進めているところであります。その調査の結果を待って具体的な問題提起をしたいと考えております。私たちは、国の施策としてこのように現行法制のもとにおける非常に多くの疑問を持つような組織をつくるという指導がされるということは、きわめて遺憾なことだと思っております。したがって、いまこれら森林組合の労働班に入っている労働者についても、山林労働組合に組織するべく努力をしているところでありまして、この点につきまして本委員会の特別の御配慮をいただければ非常に幸いだと思っております。

○川村清一君 次にお尋ねしたいのは、山林労働者の手不足ということが、いわゆる労働力を確保できないというところが、生産力を停滞あるいは後退させておられる最大のネックであるというふうな私どもも考えておられるわけでございます。そこで賃金の向上であるとか、あるいは労働条件の向上というように力をつけていかなければならぬ、山林労働者に対しては、失業保険であるとかあるいは健康保険であるとかという、こういういろいろな道が開きされておるといことは私もよく承知しております。不安でございます。山林労働組合といたしましては、当然の戦いとしてこれをかちとるために戦っていらっしゃると思っておりますが、これらの社会保障制度が山林に働く労働者に適用されない最大の一体原因が、ネットは何なのか、これをひとつ御説明いただきたいと思っております。

○参考人(田村武吉) 山林労働者が年々不足を
ていく、また質的に非常に悪いようになってい
く。具体的にいえば高齢化現象あるいは女性化現
象というように、一時農業で言われました三ちや
ん農業という現象がきわめて強くあらわれ
てきているというのにはなげなのか、この点から若
干申し上げてみたいと思うのでありますが、林業
労働の供給基盤というのは農山村だと言われてお
るのであります。この農山村からの労働力の流
出、これがきわめて激しい勢いで行なわれている
中で、それを基盤とする林業労働者も必然的に減
少の道をたどる、これは必然の道であらうという
ようなことも言えるのでありますが、特にその最
たるものは何か。まず林業労働の状態について考
えてみる必要があると思うのであります。

林業というのは土地生産業でありますから、ど
うしても屋内における工場生産労働者のような環
境のもとでの仕事ができません。零下三十度のと
きでもあるいは三十度をこす炎天の中でも外で働
かなければなりません。しかも、その作業の現場
が人里離れた山奥というような場合が非常に多い
わけでありまして、したがって、多くの山林労働者
はその仕事に携わるのに家庭から離れて山で一般
の社会生活を放棄して労働に従事せざるを得ない
というものであります。また扱うのが木材でありま
す。木材は非常に重いものであります。この重い
ものを急峻な足場の、しかもいろいろな障害物の
ある山の中で扱うのでありますから、非常に重労働
でありかつその危険度というものが、先ほども
申し上げましたけれども、他の産業労働者に比し
て非常に高いのであります。また、現在林業の近
代化と称して、機械あるいは薬剤の導入というよ
うなことが激しい勢いで入ってきております。こ
れらの中で新しい職業病、たとえばチェンソー
化による白ろ病の発生あるいは集材機等を扱う
ために、そのワイヤー機械等による災害の発生、
薬剤の導入によるところのやけどとかその他の人
体に対する障害というような新しい職業病、労働

災害も激増をきてきているというのが実態であり
ます。こういう中で賃金その他の労働条件はどう
なのかということになりますと、これまた、工場
の中で働く生産労働者等と比べて非常に低位に置
かれております。こういう状態を改善することな
く林業に労働者をとめておくということは不可
能なことでありまして、強制労働をさせるわけに
いきません。罪を犯して懲役にでもならない限
り、その人の意に反してその作業に労働者をとど
めるわけにはいかぬのであります。とすれば、素
な仕事で人並みの社会生活ができ、しかも賃金が
多く与えられる、こういう仕事があるのに、好きこ
のんで山の中の林業にとどまるといふことにはな
らないのがあたりまえであります。問題はここで
あります。ですから、私たちはいつも林野庁に申
し上げているのでありますけれども、現在私たち
が要求しておる雇用の安定、失業に日々悩まされ
る状態をなくしてもらいたい、一年間働ける状態
をつくってもらいたい、賃金も少なくとも他の産
業の労働者並みに引き上げてもらいたい、安全の
施設についても十分講じてもらいたい、社会保障
の諸制度の適用についても実現してもらいたいとい
う要求は、労働組合の要求以前に林業経営を担
当する経営の立場からの要求である、林業という
産業を守り発展をさせるためには、このことを経
営の立場からいま考えねばならないときではない
か、だからいまの林業労働組合の要求は、階級的
立場の労働組合の要求というものはほど遠い産
業防衛のための要求ではないのか、こういうこと
を常々申し上げているのであります。林野庁もこ
ういう点については理解を深めているようであり
ます。しかしながら、日本の全体的な産業政策あ
るいは財政政策、行政上のいろいろな諸制約等々
の中で思うにまかせないというのが現実の姿では
ないのだからかと私たちは内心思っているほどの
のであります。

この社会保障制度の適用がなぜないのかという
点につきましては、まず労働基準法の面と関連し
て申し上げますが、労働基準法は、労働者の労働

時間、休日休暇について厳格な規制をしております
が、山林労働者については農林業に従事する者
というところでこれを除外しております。ですが
ら、労働基準法の時間、休日休暇等の規定は、法
律としては適用されておらないのであります。な
げなのかという点につきまして私どもも常々関係
方面にも意見を申し上げるのではありませんが、基
法制定のときに、農林業というのは労働している
がごとく労働していないがごとく、どうも労働時
間を把握したい状態にあるということがこれを
除外した理由であるということもいわれておりま
す。

もう一つの理由は、魚をとったり、農作物を植
えたり、林業の苗木を植えたりというような仕事
は、企業的意思によって労働者を随時働かせるこ
とができなければ生きものを扱う立場からいって
不便があるではないかというような論議もあつた
かに聞くのでありますが、主たる理由というの
は、労働者がごとくせざるがごとくどうもその
実態がつかみがたいという、全く昔の農民を夫役
として使つておつた当時のような林業という感覚
の上に考えられたもののようなのであります。いまの
林業労働というものはそういうものではありませ
ん。始業時間も終業時間も、その間における労働
の実態の把握も、工場労働者に近いような状態
できちんと管理をされているというのが現状であ
ります。しかも、林業労働者は専業化をきてい
るということでありまして、基準法成立の当時と
はその様相を一変しているという状態になってい
るのでありますから、この点、労働基準法の全面
的適用について私たちは悲願として要求を続けて
いるところであります。

また、社会保障制度の適用除外の問題は、社会
保障制度がすべて常用労働者というものを対象に
組み立てられて、林業労働者が季節的の性格を帯び
ているから季節的労働者についてはこの社会保障
制度を適用するようになつておらない、これ
が最大の理由なのであります。いまここ数年
の間に問題にされてきておりますように、またこ

としの林業白書も指摘をしておりますように、林
業の労働力確保のためには通年雇用、常用化とい
うものを推し進めていかなければならないと書か
れております。まさにこのことが実現しない限
り、通年化が実現し、そして他の産業労働者に与
えられているような労働条件、社会保障制度の適
用というものがまず実現されなければ、いかに林
業を発展させ、いかに林業の生産を高めよう
と、いかなる計画を論議しそれを策定しても何ら
実効を伴わない結果になるというところは明らか
と私どもは思います。そういう意味でぜひとも、
ただ白書に書いて提出するだけではなくて、具体
的な問題としてこれらを国の施策として強力に推
し進めるような内容を盛り込んだ法律の制定という
ようなことをぜひお考えをいただきたい、そのこと
が林業基本法を実効あるものに、国民のために
林業を発展させる結果になるということを確認し
ておることを申し上げたいと思うのでありま
す。

○川村清一君 じゃ、もう一点だけお尋ねしたい
と思ひますが、田村さんも御承知のように、私は
北海道の日高支庁管内から出ておるわけござい
まして、私の郷里の背後には日高山脈が走つてお
ります。したがって非常に森林が多い。そこで、
日高は九カ町村でございますが、九カ町村のうち
六カ町村には営林署があります。ですから膨大な
国有林があるわけでございます。したがって国有
林で働いておる労働者の諸君にはたくさん私の友
人があるわけございまして、国有林の労働者の
皆さん方のいろいろな問題も聞いて知っておるわ
けでございます。そこで、国有林に働く労働者と
民有林に働く労働者、同じ山林労働者でありまし
てもこれはもう非常に格差がありまして、賃金か
らいっても労働条件からいっても国有林のほうが
ずっといいわけでありまして。ところが、そのいい
はずの国有林であつてもいろいろ話を聞いてみる
とこれはたいへんな待遇を受けておるようござ
います。大体、働いておる人人を分けまして、い
わゆる営林署の定数職員、定員の職員と、それか

らその下に常用職員それから定期労働者それから月雇労働者それから日雇労働者と、四種類ぐらいあるようにございます。そして常用の労働者の諸君が何とか定員の労働者になりたい、職員になりたいというわけで熱望しておるようでございます。いろいろこの待遇上の問題も、お聞きしますというといふと格差があるようでございます。したがって、定員労働者になりたいといふて願うその気持ちは十分わかります。で、先般も、これは日高に在る労働者から私のところへ来た手紙でございますが、「私たちは国有林事業に従事してからは二十年以上にもなりました。簡単に一口に申して二十年以上の歳月は私たちにあって長い苦しい毎日でありました。昭和二十八年ごろ昇格して、常用目前一步として定員内に繰り入れを、私たちはそれを夢見て一生懸命国有林のためにつらくもがなばつてまいりました。勤務中は基幹要員と言われながらその日を希望に燃えてつとめてきました。今日、私たち一般常用作業員だけが一方的に定員内の繰り入れから除外されるはめになりました。」まあ、この文章が少しおかしなものですけれども、意味はわかります。「昭和二十八年から二十九年に常用になり、定員内職員と同じ勤務をしながらただ職種が違ふからということだけで定員内に繰り入れませんでした」と、まあ、こういうような調子でいろいろと口説きがここに書かれてあるわけでありまして。何とか早く定員に繰り入れていただくような、そういう道をつけてくれないかというのが私に対してよこした手紙のこれは趣旨でございます。

そこで、いろいろなさっておるのだと思えますけれども、これはまあ全国でこの常用とか定期とかいうのはずいぶんいるんだと思うのですが、定員労働者になれないのかどうか、なれないとするならば、その定員の職員と少なくともこの労働条件なり賃金、そういうものに待遇の面においてはできるだけ近づけて格差が少なくなるように、そういうふうになっていかなければ、とてもじゃないけれども民有林だけでなく国有林にも働く良質

の労働者を得ることが困難なんではないか。私の友人の中には若い三十代ぐらいの非常にうっぱなしっかりした労働者がたくさんいるわけで、知っているのですが、こういうような人たちは、子供を二人も三人もかかえまして希望を失つてもうやめていきたと、こういうことを言っております。こういう人たちがみんな国有林から離れていったら国有林の一体経営がどうなっていくのかということをもっとに憂慮したえないと思うわけでございますが、労働組合の委員長としては、このいいはずの国有林がこういうのですから、これはもう民有林は推して知るべしであります。国有林のこういう問題を解決することも大事な問題だと思っておりますが、どういふような御見解を持たれておるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(田村武吉) いま、川村先生から御指摘を受けましたようなのが国有林の実態でございます。国有林には定員内職員と年間雇用——無期限雇用でありながら常用作業員という名で定員外の処遇を受けておる者、それから一年のうち六カ月以上の期間を毎年反復雇用される者、これは定期作業員、それから一カ月以上の期間を定めて雇用される月雇いという作業員、それから日雇いの作業員、こういうような五つの雇用の区分があるのであります。

す。しかも定員内職員と定員外職員の処遇を見れば、定員内は月給制であります。いま国有林事業の定員内職員の給与水準というのは四万円をこしているのではありません。ところが同じ仕事をしておる定員外の常用作業員はどうかというところになりますと、先ほども申し上げましたけれども、賃金においても約六割から七割というものが実態であります。そうして、年次有給休暇の制度等々におきましても格段の差があるのであります。極端な例を申し上げますならば、定員外作業員については、この常用作業員については、国民の祝日といえども、休日にはなるのでありますけれども、賃金は無給であります。こういう状態があるのではありません。

二、三年前にこれらの問題について政府の官房長官に陳情したことがありました。当時の官房長官は、一、常用作業員というものはどういふことなんだと、国が直接雇用し、年間雇用で無期限の雇用をしておるということであれば、これは定員内にしないとおかしくないことではないか、なぜそんなことをしているんだというので、組合の委員長である私が時の官房長官にたいへんしかられたのであります。しかしそういう雇用をしておるのは労働組合ではありません。林野庁がこういう制度をどうしても改めようとしないのであります。その理由は何か。端的に申し上げて、定員内にしたならば金がかかるからしないのだ、そういうように思ふより以外にありません。定員内職員というのは国家行政組織法によって国の事業のために恒常的に必要な職だと規定されておる。これをとってき

のは、一体国の仕事のうち何があるのだろうか。大臣、これは国が直接でしよう。林野庁の長官も直接必要かもしれない。しかし現実には仕事をこなす職員なんというものは全部下請でもできるということになりませんか。はなはだしい例が郵政省の行なう郵便の事業、これはすべて定員内の職員であります。これらの職員と比べて言うわけではありませんが、仕事の関係で申し上げますと、国有林で働いておる定員外常用の中には、一台数百万円もする国の財産である機械を運転するという仕事をこなしておる者もおるものであります。しかも、国有林経営というものが、なくならない、現在はなくならないと考えられないことであるまい。であるならば、国有林の仕事は何なんだ。林野庁や営林局や営林署によって、いろいろな計画をしたり事務をとったり、技術の指導をしたり、こういうことがほんとうの国有林事業の仕事なのだろうか。国民から負託をされておる国有林事業というものは、いわゆる国民の土地の土地生産力を最大限その機能を發揮して、これを国民の生活をよくするために使う、そのことが国有林の真の仕事なのだろうと思ひます。そういう立場からいへば、苗木を育てる、造林する、育てる、木を切って木材にして国民に供給する、この仕事こそ林野庁が行なうべきほんとうの仕事だと思ひます。こういう直接生産に携わる労働者に対して、かかる不利益な全く法律的な根拠も何もない、理由のない、昔の官吏と人夫というふうな身分的差別のしるしのようなものがないような雇用のしかたというものは、いまの日本の国において許されるのがふしぎだと思ひます。

こういふ立場で私たちは、日常林野庁に対して要求してききました。ことしの春に常用作業員のうち——いま常用作業員はすべての職種を含めて約一万二千名ほどいるのであります。この中に定員内と同じ仕事をしておるという機械関係の要員が二千四百ほどおります。これについてだけでも入れてくれという要求をやりました。そうして林野庁もその必要性を認めました。しかしながら、

林野庁はそう思つても、なかなか日本の国の仕事のやり方というものはそれだけで進むものではない。まず人件費の予算の問題、さて定員管理の問題等々いろいろな厚い壁がそこにあるのであります。私たちは、これらの方面に對して、国有林の現在の実情、林業生産の拡大産業としての林業の発展のために、このような状態というものをぜひとも払拭していただくように、これからも最大の努力をしてみたいと思つてゐます。

そういう意味で、本委員会が日本の林業の中核であります国有林の発展、そして日本の林業全体の発展のために、林業労働者の置かれておりますこういう不合理な状態について、社会的にも許されないという取り扱いについて、一日も早く改善されるように力をおかしくださることを特にお願いを申し上げたいと思つてゐます。

○委員長(和田鶴一君) ほかに御発言もないようでございますので、参考人に対する質疑はこれをもって終わります。

参考人の方には、長時間にわたり本委員会に御出席ください、貴重な御意見をお述べいただくとともに、委員の質疑にもお答えいただきましてありがとうございます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を起こして。

これにて暫時休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時二十一分開会

○委員長(和田鶴一君) 休憩前に引き続き、森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に對し質疑のある方は順次御発言願います。

○川村清一君 最初に大臣にお尋ねいたしますが、農林大臣は経済閣僚會議の構成員でございますか。

○國務大臣(西村直己君) そのとおりでございます。

○川村清一君 それでは、農林大臣であり、経済閣僚會議の経済閣僚の一員としての大臣に最初にお尋ねを申し上げたいと思つてゐます。

御承知のように外材の輸入が九億ドルを突破して、四十三年度におきましては十億ドル近くになるだろう、こういうふうに見込まれておる現状に對しましてどう思われるか。このことは單に林業だけの問題ではないと私は思うわけであります。

日本の経済の上から國際收支の改善ということが刻下の急務であり、至上命題である、こういう観点から考えてみますとき、ゆゆしい問題であるかと考えております。これが地下資源であるとか、その他の国内に輸入されてまいって工業化され製品となつて再び海外に輸出されるものならば、いわゆる原材料としての輸入であればまだわかるのでありますけれども、外材の輸入は輸出にほとんど向けられないで大多数が国内において消費されると、そして年々再々この輸入が拡大されていくということはたいへんなことだろうと思つてゐるわけであります。これに對する大臣の御見解を承りたいと思つてゐます。

○國務大臣(西村直己君) 經濟閣僚會議にも出ておりまして、全体の國際收支、その面から見ました農林水産物、これのいわゆる輸入に占める地位が大きいという点につきましては、相当ひとつの大きな問題となつておることはおっしゃるとおりでございます。農産物につきましては、われわれといたしましてはもちろん消費地状況の關係もあつて、今後需給度を伸ばしてまいりたいと思つてゐますが、今後需給度を伸ばしてまいりたいと思つてゐますが、林産につきましてもあります。

特に林産物が九億から十億ドル、全体の貿易を、ひとつ國際收入の幅を伸ばす、これが基本の中においての姿勢をとつていかなければならぬわけでありまして、その意味で輸出振興も今年度は一五%の伸びを輸出においてはかつてまいりたい。しかしそれにしましても、輸入木材のふえる

ということにつきましては必ずしも望ましいことではないという考えでございます。この木材の消費の状況はかなり景気の動向にも左右されてくると思つてゐます。景気が非常に過熱してまいりますと需要度が高くなつてまいるといふ、これは過去の趨勢がございますから、これは将来の見通しとしては安定成長の中で見通しを立てる。ただ残念ながら、日本の需要に對する供給の姿勢というもの、さしあたり追いついていないといふ、これが、体制が整備されていないといふ、戦前、戦中、戦後においての――戦争中と申しますか、戦前における相当の伐採が行なわれた結果、その後において相当な造林増植も行なわれましたけれども、現在、これをちやうど切つていくような樹齡に当たつていないような状態から、国内産の供給が十分でない、そういうところからくる需要に對する供給が不足であつて、おのずから外材で補われていく、こういうことになつてゐると思つてゐます。

外材自体が、資源として国内から國外に今度は原料として使われて、外貨獲得になつていくというのは、御存じのとおり一割程度でございます。いま、国内消費で終つたという分野が多いだけに、われわれとしてはこれは打開していかなくてはなりません。木材あるいは林産の性格からいっていきませんので、少し長い目でもって長期の見通しの中でこれを解決してまいりたい、そういう意味で、各般の施策を林業につきましても願ひをし、御審議を願ひ、御協力を願ひ、また予算の面からも増強してまいつておるのが現状だと思つてゐます。

○川村清一君 現在、石油に次いで外材の輸入量は第二位を占めておりますが、こういうような木材の輸入状況を考えると、これは需要が伸びていつていくのだからしかたがない。長い目で見ていわゆる生産を上げることによつて需給のバランスをとつていく、こういう政策を遂行していくのだ、こういうような御答弁でございますけれども、現在の日本の経済を考えると見た場合に、そう

いうのんきなことを言つてはいられないのではないか。國際收支の改善をしなければ日本経済はいへんなことになるのではないか。こういう実態をひとつ考えて見るならば、野方図にどんどん伸びてゐる外材の輸入に對して積極的な何らかの措置をとらなければこれはたいへんなことになるのではないかと思つてゐるわけであります。大臣のいま御答弁になられました、そんなのんきな考え方でいいの。いづれ、長い期間の間には需給のバランスがとれるような時代がくると思つてゐるけれども、日本の経済というものはそんなのんきなことを言つておられないような状態にきてゐるのではないか、こういう判断のもとに私はお尋ねをしておるのであります。これに對する大臣の御答弁をもう一度お伺ひしたいと思つてゐます。

○國務大臣(西村直己君) もちろん、私も責任者としてただこれを野放しに考えていくわけにはまいりません。したがつて、基本としてはやはり奥地林の開発であるとか、林道をつくつて整備するとか、あるいは労働力を確保するとか、いろいろ努力をしていかなければなりません。それと同時に、木材需要自体に對して、代替的な方向でございまして、たとえば建材におきましても、必ずしも木材という材質を使わないで、いま、あるいはその他の需要におきましても、他の物資でかえ得る分野というものがまだまだあつて、私ども打開し得るんじゃないか、そういうような面からしても需要というものを抑制してまいりたいことは今後努力してまいりたいと思つてゐます。

○川村清一君 それでは、いまの段階においてこのまま推移していったならば、外材の輸入は最大どの程度まで伸びていくのか、その見通しはございますか。これが一点。

それから外材というものの對する国の基本的な考え方は、これはあくまでも補完的なものと、こういうふうにはつきりたわれておるわけでありまして、現在需要量のもう五〇%をこえるといったような段階も間近にくるんでないか、こう憂慮される状態になつても、なおかつ外材というものは

補完的なものである、こういう考えに立つておられるのかどうか、この点をひとつ明らかにしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直吉君) もちろん、現在正確に申しますと、たしか四割をちよつと切つてゐると思ひますが、あくまでも姿勢としては外材は補完である、この姿勢で考へておるわけでありま

な。お林野庁長官から補足をしてもらいます。
○政府委員(片山正英君) 大臣の御説明に若干補足いたします。

木材の現在の自給率と申しますか、四十二年度におきまして大体六〇%というふうに見えております。ただ四十一年の閣議の決定をいたしました際の自給率で申しますと、昭和五十年で自給率が七〇%というふうな、それが一番ピークの、遊ビークになりまして、自給率が七〇%という決定をいたしましたわけですが、その後の需要の増、若干の生産の停滞ということから、外材輸入が非常に多くなつておるわけでございます。

したがいましてわれわれは現在、今後五カ年程度のもので一応想定いたしましたわけでございますが、そういたしますと、閣議の決定を見ました自給率に對しまして、今後五カ年に対して、すなわち四十七年度まで大体見通すわけでございますが、その場合には自給率が約六〇%、こういうふう

に想定せざるを得ないと、こう思つております。ただ非常によやこしい説明をお許しいただきたいと思ひますが、閣議の決定の自給率の算定の基礎には、産材といふものを入れて計算してござい

ます。したがいまして六〇%というふうに申し上げておきまして、産材を入れますと六三%ぐらゐの自給率になるわけでございます。その自給率が四十七年度におきましては六〇%ぐらゐに下がるであらう、大体以上のような見通しでございます。

○川村清一君 ただいま長官からお話のございましたように、林業基本法に基づきまして昭和四十四年四月一日閣議決定を見ました森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に

関する長期の見通し答申によつてということ、それによりますと、昭和五十年がピークでございまして、自給率が七〇%まで下がる、まあこういうふうな計画でございしますが、これが先般の質疑の中にもありましたが、ただいまのお話にもありますように、もうわずかの期間の間に實際はすつかり狂つてしまつたわけでございます。昭和四十二年度の見込みにおきましては六〇%、四十三年度の見込みでは五九%、そこまで自給率が下がつてきたわけですから、そうしますと、四十一年に閣議決定を見まして、もうこの四十二年の二月に発表したその数字が、ただいま言ひましたような四十二年が六〇%、四十三年が五九%とござい

ますから、この間二年ほどの期間しか経過しておらないわけでありまして、この短い期間に見込みがすつかり狂つてしまつた。これは率直に私に言わせるならば、見込み違いはなほだしいものであ

る、こう言わざるを得ないわけでありまして。したがつて、需給関係の見通しがこのように大きく違つたならば、いふまでもなく基本計画そのものにも狂ひが生じてくるだらうと思ひのであります。したがつて、この林業基本法にうたつてありますように、基本法の第十條の第二項の規定に

ありますように、こういうふうな違つた以上は当然の措置として基本計画並びに長期の見通しを改定すべきである、いまの段階においては改定すべきじゃないか、こう思ひわけでありまして、た

だいま長官は、五年後の四十七年になりますと六〇%というふうなことになるのだとおっしゃられました。したが、四十一年に閣議決定を見たものが四十三年度の二月にはこのように狂つてしまつた、こ

ういふ実績を考へてみたときに、いま五年後の四十七年にはこうなりますなというのを言われましても、私といたしましてははい、さうでござい

ますか。○政府委員(片山正英君) 御指摘のように非常に数字が、四十一年から出発しました二カ年において変わつてきておられます。その大きな理由といたしましては、当時想定いたしました中期経済計画と

いうのが、われわれはこれをつくりました基本の姿勢でございまして、そのときの、三十九年から四十三年までの成長率というのを八・一%という前提を置いて作成したわけでございますが、四十

年からは四十一年から四十二年にかけて一五・二%、さらに四十二年から四十二年にかけて一六・四%という非常に高い成長を來たしたわけでございます。その間、生産態勢といたしましては、林道関係のそれに即応する林道

が未整備であるとか、木材生産の資本整備が未整備である等のことから、需要にマッチした形で早急にはできなかったということから、主として需

要増をまかなうことができないということから、こういう数字になつたわけでありまして。したがいまして、そういう意味において見ますと、確かにこれは改定すべき段階だと思ひます。

ただ私どもこれを見ました当時におきましては昭和九十年という非常に長い、五十年先までの見通しでございまして、いま直ちにその経済の二、三年の成長が高いからこれは将来ともそうなるのだというふうには、経済社会の基調が変わつ

たのだというふうにもまた考えられない点もございまして。したがいまして、そういう意味からい

ますと、全面的に改定するというのもう少し検討したいというふうには思ひつておるわけでございます。しかし当面の少なくともこの五十年、あるいは今後五カ年というものについてはこれと

はだいぶ違つておりますので、そういう意味で現在作業を進めたものを先ほど御説明申し上げたわけでございます。したがいましてもう少し検討

はいたしたいと思ひますが、方向としては先生のおっしゃるとおりの改定を検討してまいりたい、かように申し上げる次第でございます。

○川村清一君 ただいまのお話によれば、この計画の基礎をなしたものは中期経済計画である、こ

ういうふうなお話でございました。御承知のように中期経済計画といふものは、政府のこの経済計

画はこれは改定されてゐるのです、現在経済社会発展計画といふものに改定されておるわけ

です。御承知のように池田内閣の所得倍増計画、これが中期経済計画になり、それがまたいろいろ検討され、改定されて現在経済社会発展計画と、こ

製材工場いわゆる木工所というのは山にあったところがいまは大きな工場が海岸地帯にある、港の近くにある。そういうようなことで、国内の中小の木材工場というのはほとんど倒産していつておりますね。長官御承知のとおりだと思ふ。いわゆる外材の輸入がどんどんふえたことによつて国内の中小の企業がしわ寄せを受けている。そうして倒産をしていつていっている。一体ここ二、三年の間にどの程度の中小工場が倒産したのか、それをひとつここで御説明を願いたいと思ひますし、それからそういう外材の輸入商社がこれはよほどの利益があがらなければそういうものはやらぬでしやう。専用船をつくつて、また大きな船でもつて運ぶから利益が大きくなるのですね。一体どの程度の利益を受けておるのか、こういうことも当然、

これは林野庁の長官の所管ではないかもしれないけれども、少なくとも林業というものは、ただ山の木を育ててそれを切ればいいというのではなくて、やはり林業という一つの産業を育成指導するという立場から見れば、そういう点についてもやはり関心を持っていただかなければなりませんし、それから農林大臣といたしましては、当然この林業にかかわる関連産業をやはり常に見つめて、この発展のために、特に中小企業なんかをつぶさないように育成強化するために御心配をいただかなければならぬのではないかと私は思うのでありますが、この点に対するお考えをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(片山正英君) 最初に御質問がございました製材工場の倒産の状況でございます。四十年に四百五十件、木材製材工場が倒産しております。その負債額が三百二十億でございます。同じく四十一年には三百五十七件、その負債額が百七十七億でございます。四十二年になりまして五百二十一でございます。負債額は三百四億という実態でございます。

なお、大きな商社が専用船を使ってどういう形になっておるかという御質問でございますが、これもごく大ざっぱに米材を例にとつて考えますと、従来は、内地着の米材の値段のコスト関係でございますが、産地の木材価格が四といましてと、船賃——フレートというものが六というふうな形であつたわけでございます。その後合理化してやろうという形から専用船というのが御承知のようにどんどん出てまいります。現在におきましては、専用船におきまして木材の価格を申しまして、産地が逆に六になりまして船賃その他が四というふうな形になりまして、産地が四といふ価格が構成されているように伺つております。その産地の六といふのはとりもなおさず産地価格がそれだけ上がった形で買われておるのが実態でございます。

それからもう一点の中小企業、そういうものが倒れていく姿とこういう関係はどうなのかという

お話でございます。私たちといたしましては、バルブのいまの先生のおっしゃいましたチップが海を越えてこちらに参つてくるわけでございますが、現在日本の山にいわゆる薪炭林という、従来は薪炭にしか使えなかつた山、そういうものがたくさんあるわけでございますが、それはバルブ以外に消費する道はないと、われわれは感じておるわけでありまして。そういう薪炭が用材に向きまぜんから、バルブであればチップ化することによつてこれは可能であります。したがって、そういう方向に向けるようにわれわれは努力してまいりたい。しかし取引単位が非常に小さいとなかなかそういう道が達成できませんので、協業化なりそういう形の中でそれを大きな単位にして使つてもらふということが、日本に残された資源を有効に使い、かつ輸入材との関係で国内を重視した形で推進できるのではないかと、われわれも今後は十分努力していきたいと、かように思ふ次第であります。

○川村清一君 先ほどお尋ねしました外材の輸入商社ですね、これは大手と目されるものが何社あるのか、そういうようなものについて伺いたい。

○政府委員(片山正英君) 詳細はあとで資料でお届けしたいと思ひますが、大体大手といわれるものは二十社ぐらゐに相定してあります。

○川村清一君 それではあとで資料をいただきたいと思ひます。大手商社二十社、どういう商社があるのか、そのひとつ会社名と、それからどういう材をどのくらい取り扱われておるかというのと、それから一体産地価格がどれくらいで、そして日本の価格がどれくらいになるのか、差益金などのくらしいなるのかといったことがわかるような計数的な説明をつけてひとつ御提出願ひたいと思ひます。

次にお尋ねすることは、何せこの需給の不均衡を一日も早く均衡させるように努力してまいらなければならぬと思ひますが、これは現在低滞あるいは後退しておる生産力を、生産を上げていく、これ以外に道がないわけござい

ますが、そこで、現在なかなか生産が進んでいかない、いわゆる需給のアンバランスがなかなか縮まっていかなければならない、その大きな要因をなしているものは何ですか、これについて御説明願ひたい。

○政府委員(片山正英君) なかなか需給がうまくいかないという問題は何かというお話でございます。これは見通し、先ほどおしかりをいただきましたが、長期見通しというものをわれわれが二年前に立てたわけでございますが、その際や昭和五十年から昭和六十年が日本の山の一番問題の時代であるというふうな考へております。その大きな理由の一つとして、先ほど大臣に御答弁をいただきましたが、日本の山は人工林の山が全体の三二%が国はございまして、そのうちの六七%というものが終戦後植えられた木である。したがって、全然伐期にはなり得ない山が六七%もあるというところが第一点でございます。それからもう一つは、それじゃ残された、三二%の残りの六八%は何かと申しますと、これは主として天然林でございます。その内容を申し上げますと、やはり民有林を中心としたものでございまして、従来薪炭林の山として利用されておつた山が、いわゆる二十年生、これまた二十年生以下を一応想定いたしますと、これまた四〇%も含んでおるといふことが一つの山の特色でございます。それからもう一点は山の開発を、しからば開発をするまだ林分がどれだけあるかと申しますと、約三割余でございます。これが林道その他を整備することによつては出てまいりますけれども、現在の段階ではそこまで届かないという眠れる山が三割ある、こういう姿でございます。日本の山の一つの体質の問題でございます。それから開発のおくれがございまして、そこで、われわれは開発を少なくとも昭和六十五年まではこれを日本の山を開発するということを前提に置きまして、閣議の了解をいただいたわけでございます。それに基づきましていま推進しておる次第でございますが、それを達成する場合におきましては、自給率というものは相当大幅な自給率を保つていける、われわれの

理想といたす五十年先は九〇%できるといふ見通しで推進しているわけでございまして、遺憾ながら先ほど申しました山の特質から、あるいは開発の多少おくれから昭和五十年から六十年が一番問題だらう、こういうふうな存じておる次第でございます。

○川村清一君 ただいまの長官の御説明では、それはもう全然それじゃ明るい見通しがないですね。まあ全然ないということは、これから昭和六十年先になればありますけれども、昭和六十年ぐらゐまではもうどうにもしようがないということですか。理在人工林は三二%である。そのうちの六八%は終戦後に植えた山であつて、これはもう幼齢林で使ひものにならない。ある時期がくるまではこれは伐木できない、切れない。それから、六八%の天然林はあるけれども、そのうちの四〇%はこれは薪炭林でこれもうまくない。開発できるのは三〇%である。この三〇%のものをですね、六十五年までかかつて何とかやっていきたい、こういうようなことなんです。そうすると、結論的に言つてですね、いろいろ手を打つてもこれはしょうがないのだと、そうするとですね、いまの外材輸入というものは、外材に依存していくというこの現在の政策というものは、何と言われどもこのままずっといくよりしょうがないのだと、こういうことになりましてね。

○政府委員(片山正英君) いま山の実態を申し上げたわけでございますが、われわれとしての施策といたしましてはもう少し前向きな形でやっておりますわけでございます。たとえば、バルブをとりまして、現在外国からチップが来るといふそういう時代でございます。内地材におきまして従来バルブ材が用材的なものが使われておつたのが、用材といふものは建築のほうに回して、そうしてバルブとして使われるいわゆる低質材、そういうものをバルブに向ける、そういうことにおける生産の増というものを大いに期待しておるわけでございます。五年前にバルブの半分は用材を使つておりましたのが現在ほとんど、低質材が八割近

くまで使われておるといのが実態でございます。そのような形の木材の合理的な利用その他、先ほど申しました開発の進捗を高めることによって将来も現在もつと対処できるという形でわれわれは努力しているわけでございます。

○川村清一君 この問題につきまして、私いまここに持っているこれは新聞の切り抜きでございますが、これはある東京紙の切り抜きでございます。四十二年三月二十日の新聞の社説でございますが、この中にですね、こういうことが書かれておりますので、その一部分を読みますので、お聞きの上大臣のお考えをお聞きたいと思ひます。私の質問でなくて新聞に書いてある社説に対するその御見解を尋ねるのです。

「国有林の伐採制限の緩和を」という題ですが、これはまあいいです。こういうようなことが最初に書かれております。「木材はいまや石油に次ぐ輸入物資となった。去年は十億ドル近い外貨を使って、国内需要の約四割をまかなったが、この輸入量は五割の線に近づいた」というような書き出しでずっと書いてあるわけでありまして、国有林の伐採制限の緩和というのをこういつているのですが、これは私も政策的にちよつと同感でございますからこれは除きます。そのあとのほうにこういふことが書いてあるのです。「国際通貨危機の中で、深刻化した国際収支の不安は、その改善をわが国の至上の命題としている。当面はあらゆる手を打って国産材の供給をふやし、外材輸入の外貨を節約すべきである。まず考えられるのは、国有林の伐採制限の大幅緩和だ」と、こういつて説明してありますが、これはいいです。その次にですね、「次に民有林の林道の緊急開発も検討に値しよう。林野庁の試算によれば、年間木材輸入額の二割を民有林の林道開発に追加投資すれば、輸入必要量をきり出せる計算になるという。これが事実とすれば、昨年の民間林道の開発投資を約七百億円ふやすことによつて、十億ドル近い外貨が節約できたことになる。もちろん樹種

や値段の関係で外材でなければならぬものもあるが、机上の計算どおりにはいかない。また四十二年度の民有林の林道予算がやつと九十二億円で、すぎぬことを思えば、これをいっきに数百億円ふやすことは、ムリな相談であろう。しかし新年度の林道予算の繰上げ執行と突貫工事は、やる気さえ出せばできると思われ。」こういうようなことが書かれておられるわけでありまして、林野庁の試算によればほんとうにこういうことになるんですか。それを前提にしていま読んだことに對する大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(西村眞己君) 私もその社説は深くは読みませんが、私が拝見はいたしております。そこで、国有林のほうにつきましては先生のおっしゃるやうな問題がある、私も、かなり国有林の増伐につきましてはこれはある程度やっておりますけれども、これ以上やつて国土保全との関係もありまして、それからもう一つは低質のものをさらに切っていくというふうなことはまだしたければならぬと思ひます。それから民有林のほうにつきましては、林道開発の金が十分でないことは、私もこれから努力をしてさらに林道開発を続けてまいらねばならないと思つております。

○政府委員(片山正英君) 先ほど先生がおっしゃいました新聞の中の例を引いておられました、それはだいたい前にある新聞の人が私のところにまゐりました。いろいろ話をしましたときに、たとえばという話で比較したことなんでございまして、それはどういふことかといふと、たとえばいま外国から入ってくる木が一立方大体一億円だ、こういふとすると百立方入れますと百億円になる。ところがその百万円を林道に投資する、こう仮定いたしますと、大体ヘクタールがわれわれ十三メートルと言つておられるわけですが、十三メートルでございまして一メートルがたとえ平均八千円、こういふとすると、十三メートルつくる場合には大体十二万円かかる、そうすると百万円の外貨——これは外貨でございましてから比較にはなり

ませんが、百万円の外貨をもし林道に投資すれば一ヘクタール開発するのに十二万円要するのだ、こういふとすると、百万円でございまして約八ヘクタールくらい開発ができる、こういう勘定になるわけでございます。そうすると八ヘクタールの中心から材木が生産されるのは、おそらく百立方でなしに一ヘクタール五十立方出たと仮定いたしましたとしても四百立方でございまして、勘定にはなるといふやうなお話がある新聞社の論説の人と話したことがございまして、おそらくそういう意味で書かれたのじゃないかというふうな思ひます。

○川村清一君 民有林の林道ですね、これだけ開発していくならば年間十億ドルの外貨を守ることができるといふことになれば、これはたいへんなことなんで、いづれにいたしましても林道の開設にうんと力を入れるというところは生産を上げていくというために大事な要素であることは間違いないと思ひますね、どうですか。

○政府委員(片山正英君) 林道の開設は森林経営の合理化の根幹だと思つております。○川村清一君 そこでお尋ねしたいんですが、森林経営の根幹である。林業基本法が言つておるこの目的とする、いわゆる林業の総生産を上げる、生産性を上げる、こういう目的を具現化するために林道というものは、こういう目的の実現のために最大ウェイトを置いて林道をやつたり開設していかねばならぬではないかと私は思ふのであります、たとえば林道予算を執行するにつけてはまず第一にそこへ目的を置いて、林道をつけていく個所づけなり林道工事というものは、まずどう林業の生産を上げるのに結びつくかという、そういう点に立つて考えていかねばならぬと思ふのであります、どうですか、この点は十分考慮されておられますか、どうですか。

○政府委員(片山正英君) 先生のおっしゃるとおりだと思つております。なお、どう考えておるかというところで一言お答え申し上げたいわけでございます。○川村清一君 私ちよつとだいたひした資料を検討いたしました、どうもただいま長官が言われておりますことと一致しないというふうな感ぜられるのであります。なるほど林道の開設事業というものが一〇〇%進んでおるとは申しません。まあ予算やその他いろいろ問題に制約されてお計画どおりにおられないことは私も承知しておりますが、しかしながら政府といたしましては、この林道につきましては、林道課を設けたというやうなことを考えてみましても一番力を入れてきた一つの行政ではないかと考えておられるわけであり

ます。そこでこの表を見ますと、林道につきま
しては相当伸びておるわけですね、昭和三十七年を
一〇〇としまして、国有林におきましては一一・五
％、それから民有林におきましては一一・一・三
％、やはり伸びておるわけですね。ところが、
この林道の伸びに比例して造林なりあるいは伐
採量というものは、伸びてくればこれは問題はない
わけですね。ところが、今度は人工造林のほうを
見ますというところ、さすがやはり国有林のほうは経
営が伸びておるわけですね、林道が一・五・一、
造林のほうは一一・一・六とやはり伸びておるわけ
であります。ところが、民有林のほうは、造林の
ほうは一・三と、いわゆる林道の伸びだけではない
わけですね。それから伐採量につきましましては
国有林のほうはやはり一一・四と伸びておるわけ
であります。ところが、民有林のほうは九・〇％、
やはり伸びておるわけですね。こういう点を考
えてみますとやはりどこかに問題があるんでは
ないか。国有林と民有林の違いがあるわけでは
ない。これはまあいろいろ理由があると思うのであ
ります。これは林道の行政というものが、やはり
林道本来の目的である、使命であるいわゆる生産
と直結するという考え方に立っていないんではな
いか、林道の箇所づけあるいは林道工事、こう
いったようなものが造林なり、あるいは伐採活動
なり、こういう計画的に、しかも客観的にそうい
うものと直接結びついた観点に立って開設されて
おらないところに問題があるんじゃないのかと、
こういうふうな数字の上から勘ぐられるわけ
でございますが、これはどうでございますか。

その他まだ数字があるわけですが、まあ国
有林のほうはやはりあなた方が経営しておるわけ
でありますから、この林道をつけただけ造林の面
においても伐採、生産の面においてもそれだけ
効果があがっておるわけですね。ところが、民有
林のほうは、造林のほうに相当補助もする、ある
いは融資もするといったようにして政府のほうは
力を入れました、投資をいたしましたもそれが
生産としてあらわれてこないというところに、林

道予算のつけ方とか、そういう面にも客観性
がないんではないか、政治的な配慮といったもの
がそこそこの中ににじみこんでいるんじゃないか、
こういうふうな思われちゃったが、思いますが、
そういう点ごさいせんか、ひとつ御説明願ひ
ます。

○政府委員(片山正英君) 伐採、林道、造林のバ

ランスの問題と思ひます。全国森林計画が三十八
年からつくられて、ちょうど四十一年までの
実績を平均してみますと、伐採につきましては予
定計画に対して九〇％でございます。人工造林も
九二％、計画に対して達成されておるわけでござ
います。林道につきましては全体計画の五六％、
非常に低位な結果になっておるわけでございます。
そのような実態から、われわれが予想してお
る奥地開発というものがなかなかできておらない
というの、数字の示すようにそのまゝの姿でござ
います。ただ、先生がおっしゃいました林道の当
時のあり方がどうかという点だろーと思ひます
が、われわれは先ほど申しました豊富な資源のあ
るところを中心にして開発をしてみたいという
態度には変わりございません。ただ、先ほど
もちよと触れましたように、幾路になつてい
るような形が、将来林道網としての総合した利用か
ら見ますと、なかなかそれは時代的にマッチしな
い姿であるということから、いわゆるそれをつな
ぐ道というものが最近計画され、実施されている
ことは事実でございます。また、御承知のことだ
と思ひますが、たとえば峰越え林道——峰を越す
林道というふうなことでつくっておるわけござ
います。しかし、それとて、開発する森林は従
来あるAという市場よりBという市場につけたほ
うがより有利である、同じ材ではあるけれども、
有利であるということが配慮されるわけござい
ます。したがって、そういうふうな峰越えと
か、あるいは連絡するといふような林道が、奥山
の開発といふふうな結びつかないんじゃないかと
いう御指摘がもしもせんけれども、今後の林業
の総合した運営からは、そうした幹線的なものが

必要ではないかというふうに判断して実施してい
るわけでございます。原則はあくまでも森林資源
の開発でございます。

○川村清一君 いや、私は全然必要だというこ

とを申し上げておるのではないのでありまして、
その地域の開発等のももこれはけつこうだと思
ひます、当然だと思ひます。しかし、
なから、林道の使命は一般道路と違ふのですよ。
建設省の所管の道路とは違ふわけでありまして、
いわゆる林野庁所管でありますから、林道はあく
までもこれは林業基本法に基づくところの、林業
基本法が目的としております。第一に生産性を上
げるといふこと、それから第二に、生産性を上げ
るという、これと結びつかなければ、林道なのか、
一般道路なのか、わけわからなくなつてしまふ。
ですから、林道なのか、観光道路なのかかわらな
いような道路であつては私は困るのではないかと
思ふのです。それは生産を上げるために林道をつ
くつて、その道路がその地域開発のために結びつ
いて、あるいは観光道路となつて使われるという
ようなこともけつこうでしよう。あるいは生産道
路として使われることもけつこうでありますし
う。しかしながら、これは林野庁所管の林道の使
命は何だかといふことを第一義的に考えてもらわ
なければ、そこに変な政治力や何かが入り込んで
きて、そして、こつちへこの道路をつけてくれ、
あの道路をつけてくれといったようなことで、む
しろここに道路をつけるよりも、ここへ林道をつ
けたほうが、造林なり、伐採なり、生産と結びつ
く客観的な意義がこつちにあるのだといふことが
わかりながら、そういう政治力に負けて道路を
こつちへつけたといふことなら、それはたいへん
だと思ふのです。そういうことを私は申し上げ
ているのです。ですから、林道に投資したならば、この
伸びと並行して、造林なり、あるいは伐採なり、
生産的なものと、やはりこれは伸びが伴わなけれ
ば困るわけですね。

それを次には、時間がないですから今度は急
ぎますがね。大臣は、この全国森林計画というも
のを策定されますね。その全国森林計画というも
のは、これは大臣が策定される以上政府に責任が
あるわけですね。十年を一期として、五年間の計
画を立てますね。そこで、その計画がいかにか実行
されておるかという、その計画と実行との対比の
資料をいただきまして、必ずしも計画どおり
いっておらないものであります。ですから、計画
を立てた以上は国の責任ですから、あくまでも
これは計画どおりやつてもらわなければならな
い。これは予算もです。そこで私は、たとえば
道路五カ年計画であるとか、治山治水五カ年計画
であるとか、港湾五カ年計画であるとか、河川五
カ年計画であるとかいふ、そういう公共事業費
の計画がありますね。これは閣議決定になりま
す。ところが、これは公共事業でありますから、
この林道——いや、この全国森林計画とい
う、大臣が策定したこの計画というのは、閣議決
定になりませんね、その計画そのものは、どうで
すか、これ。

○国務大臣(西村直己君) これは農林大臣限りで

やつております。

○川村清一君 そこに問題があるのです。ぜひこ

れは閣議決定——まあいろいろこれは内閣のやる
ことですから、法律もなければ、私がこでなん
ぽ力んでもできないと思ひますが、できなくて
も、大臣がこれは立てた計画でございますから、
責任を持って、それは裏づけとなる予算をつけて
もらわなければなりません。計画は計画だ、実
行じゃ、これは話にならないのです。国がそうい
う考え方であるならば、これからやつていくとこ
ろのこと、いまやろうとしておる個人の施設計画
なんでもものは、こんなものはできません。個人
が計画を立てた、さあその個人が計画どおり実行
しなかつた、けしからぬなんてことを国は言えま
せん。す。国が立てた以上は、国は必ず実行す
る、したがって、国民も、個人が施設計画を立て
た以上は、知事が認定して、したならば、その認
定事項に対して責任を持って実行せよと、まず国
がその責任を持ってやりますか。やつてもらわな

ければならぬ。これに対するお考えを述べてください。

○国務大臣(西村直己君) もちろんこの森林計画というのは閣議決定事項ではございませんが、これに基づいて需給計画を立てまして、その長期見通しというものが閣議決定になっておることは御承知のとおりだと思います。

○川村清一君 そのもとになる計画は、長期見通しなり、基本計画が閣議決定になることは承知しておるのです。その閣議決定がまた全然狂ってしまったて、立てたもう次の年には狂って大改定をしなければならぬ。まことに権威のない閣議決定なんでありまして、それに基づいていま申し上げた全国計画を立てまして、その全国計画は森林基本法に基づくんでなくて、森林法に基づいて森林法のその法律の中でつくるところの全国森林計画でありまして、これはぜひ責任を持ってやってもらいたいということを言っているんですから。

まあ時間がありませんから次の問題にいきますが、林野庁長官、これはあなたが使っている労働者の問題ですが、山泊まりと書いてさんばくと読めますが、どういうことか御存じですか。

○政府委員(片山正英君) これは住んでおる部落から通うことが非常にむずかしい山林におきまして、そこに建物を建てましてそこで泊まりながら作業を実施するということがございます。

○川村清一君 その山泊の一体手当は幾らか御承知ですか。

○政府委員(片山正英君) 大体七十五円とお承知しております。

○川村清一君 七十五円じゃないです。七十円です。七十円で三食の一体食事ができますか。七十円というのはハイライト一個分でありまして、食事できますか、その七十円です。

○川村清一君 それではお尋ねしますが、あなたがやはり使われておりますところの定員職員、林野庁に働いておる定員職員が当直、宿直なされた場合に、賃金はちゃんと払っているのですが、当直料は払いませんか。

○政府委員(片山正英君) それは宿直料としては払っております。

○川村清一君 その宿直料は何の手当ですか。その宿直料は何に使うんですか、それは。

○政府委員(片山正英君) いわゆる時間外にそういう宿直のことを命ずるわけでございますから、それに伴う手当てでございます。

○川村清一君 当然食事代も入っているでしょうな。

○政府委員(片山正英君) それは食事代という意味じゃない、その宿直そのものの用として入っているわけでございます。

○川村清一君 晩の御飯も朝の御飯も食べないで泊まるだけの宿直が林野庁にはいるかもしれませぬけれども、私は泊まった以上は晩の食事、朝の食事はするだろうと思うのです。山泊手当というものは山に泊まって何なんですか。食事代なんですよ。それが七十円なんです。いま七十円で一体食事ができますか。もちろん営林署の常用作業員が山で泊まっています。営林署の飯場でもって寝泊まりして、そこで食事をします。ですから安いんですよ。私の聞いたのは一日泊まって三食で三百円ですよ。三百円で食べている。いたくのは七十円です。一日泊まるという二百三十円ずつ赤字になるわけです。ただいまの長官のお話では日給を千二百円もらっているのだから、その千二百円の日給の中には食事代が含まれているのだから、そんなに払う必要はないのだ、お情けで七十円の手当をやっているのだ、それでけっこうなんだという、そういうお考えですか。だとするならばとてもじゃないけれども、国有林に働く労働者なんてこれはいなくならぬですね。そして千二百円の日給で一カ月の稼働日数は大体何日ですか。

○政府委員(片山正英君) 大体二十二日が基準になつております。

○川村清一君 千二百円で二十二日、そうすると幾らになりますか。大体二万六千円ぐらいでしょ。その二万六千円ぐらいもらって、そして一日二百三十円ずつ山で泊まって赤字を出して、その二十二日分差し引かれて、そのほかまだ差し引かれますという、その常用作業員が家に持っている金というものは二万円足らずでございますね。二万円ないのですよ。これで家族四人、五人が生活していかなければならない。一体それで生活ができませんか。そういう常用の労働者があなただけでわゆる国有林の中で一万二千名働いているわけですよ。そして山泊七十円と聞いたときに私はこれは何かの間違ひだろーと思った。そして調べてみたらやはり七十円。一晩泊まって、そして食事をし、ハイライト一つなんです。こういうような労働条件で一体りっぱな労働者が国有林で働けましたらどうか。そしてこの国有林の労働者よりもっと待遇の悪いのが民有林の労働者なんです。どうしてこの生産が上がらないのか。生産が停滞し退している原因は何かということをお尋ねするとう、労働者が足りないということが必要一つの大きな原因になって出てくる。労働者が足りないの、一つの原因ならば、どうして労働者を確保する政策をとらないのですか。そして労働者を確保する政策をとらないで労働者が足りなくて生産が上がらない、そして毎年毎年外材をどんどん輸入して大事な外貨を九億ドルも十億ドルも払っている、こういうようなことになっていくわけなんです。どうなんですか。国有林の労働対策というものは、あるいは民有林に働く労働者の労働対策というもののに対して長官はどういうお考えを持っておられますか。現状でいいと思っておりますか。積極的にどういう姿勢で対処されようと思っておりますのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(片山正英君) 先生の御指摘のとおり都市の労働者の賃金と山村におきますいわゆる林業労働者の賃金との差は格差がございます。た

だ同種の建設業、屋外作業の建設業の同種の賃金と比較いたしますと、これはほぼ同じでございます。約千四百五十円前後では建設業のやつと同じであります。なおまた過去五年ぐらいの賃金の上昇率を見ましても、これまたほぼ同じの上昇率をたどっているわけでございます。そこで、われわれのいま賃金として出しております賃金は、その土地におきますいわゆる地場賃金というものを基礎にして、その他関係の賃金等も考慮しまして、地場というものを基礎にしてやっておりますわけでございます。しかし御承知のように、先生御指摘のように、都市その他との格差は確かにございまして、われわれは何かやがて都市と同じような形で住みよい姿に持っていくということを方向として考えております。ただ非常に季節労働という中ではこれをやはり達成していかんやならないということで努力してまいるつもりでございます。そしてそのためには、ただ林業の合理化と申しますか、林業の生産性の向上と申しますか、そういう施設の整備もかねてこれを達成していかなければならぬと経営としては困難な問題でもございまして、それらとの関連の中で、できるだけ住みよい姿に持っていくという形で今後とも努力してまいりたい、かように思う次第でございます。

○川村清一君 申すまでもなく労働対策というものはきわめて重要でございます。時間があればこの問題にもっと突っ込んでいろいろ議論したいと思ふんですが、時間が許しませんのでこれ以上やれませんけれども、とにかく賃金が安いこと、労働条件が悪いこと、特に通年雇用制がきつこととられておらないために、失業保険であるとか、あるいは健康保険であるとか、こういう社会保障制度からも除外されておる、こういう山林労働者に対して山に残って山で働けと言ったってだれも残れませんよ。若い労働者はいけません。現在平均年齢が三十五歳から以上になつていまして、四十歳ぐらいになつたんじゃないですか、山林労働者の平均年

齢というものは。そういたしますとね、今後五年後、十年後になったならば、もう五十歳、六十歳の人しか残らない。こんなようなときになった場合に、いま長官が言われたように、機械化する、合理化と言ったって、機械を動かすような労働者がいなくなるんですよ。一番、条件を比べて条件のよい国有林の労働者でさえこういうことですから、ましてや民有林の労働者なんて推して知るべしだ。もっとぜひ力を入れてやってもいいと思います。それから一人でやりますというのと、あとの質問者の時間に食い込みますのでやめます。

森林法の施業計画の問題につきましてはあとの質問者によっていただくことにして、ただ一点だけ私、施業計画制度についてお尋ねしたいんですが、これはこの間鶴岡委員からもずいぶん掘り下げていろいろと質問があったんですが、どうしても長官の答弁では解明されておらないのであります。それはどういふことかという、鶴岡委員はこういうことを言っているんです。林業基本法はその目的で明らかにしておる通りに、第一には総生産の拡大をうたっておるんです。第二には林業生産性の向上をうたっておるわけです。第三には林業従事者の格差の是正をねらいとしておるわけでありま。す。いわば林業の近代化を目的とする経済政策を示しておるんです。林業基本法は、それに對してこの森林法は森林資源の保護培養と国土保全を目的とするところのいわば公益的な資源計画である。ですから、本質的にねらいが違ふと私は思うのです。ただいま審議しておる施業計画というのは、本質的には個別経営の林業所得の向上をはかることを目的としておるわけなんです。鶴岡委員がしつこく言われている。したがって動機において、これは森林計画とは異なるものだと思ふのです。施業計画というものは個人のものだ、個人の所得の向上をはかる、これは経済的なものなんです。ところが森林計画のほうは、これは公益的なものなんです。したがって、質的にも動機的にもこれは違ふのだと、この違ふものを森林法の中に制度化す

るといふところに問題があるということ指摘されておるのだと私は思うのであります。したがって、この個別の施業計画というものは、元来は林業基本法の系列に属しておるものではないかと思ふ。特に法律では規定しておらないけれども、いわゆる系列の言え、林業基本法の系列に属しておる施策である。こう理解されておると思うわけなんです。それが今回の森林施業計画というものが、公益的な資源政策としての森林計画制度の系列に制度化される。いわゆるこちらのものがこちらのほうに制度化されるということにやはり問題があるから、これは単に需要の拡大に対して生産が追いつかない。そこでどうしても生産を上げなければならぬ。こういうために、いわゆる便宜的にこの個別施業計画というものをこの中に入れてきた。いわゆる公益的なそういう本質的な意義を持つておる法律体系の中に入れてきた。しかし、単にそういう生産を上げるという目的のために法律体系を動かすことは一休妥当なのかどうか。もっとこれは検討してみなければならぬのではないかと、こう思ふのです。ほんとうにこちらのほうに入れないければならぬような、こういう客観的な情勢の変化やそういうものがあつたのかどうか、そういう理由づけがはつきりしなければなかなか納得されないものではないか、こう思ふのです。これが第一点。

第二点は、もしこのいまの個別的な施業計画といふものを、この公益的な使命を持つておる森林法の系列の中に入れたとするならば、この計画を策定することを自主性にまかせる、任意性にまかせるといふところに問題があるのではないかと、もしも公益的な使命を持たせるとするならば、当然これは任意性でなくて義務制にすべきではないか。そこまでいかなければ、いわゆる公益的な使命を持つた制度としては足らざるものがあるのではないかと、かように考えられるのです。この点はいかがですか。よくこの点を鶴岡委員がずいぶんいろいろお尋ねしておったんだが、どうしても長官の説明では解明されない、この点を明らかにし

ていただきたい。○政府委員(片山正実君) 二つの点のお尋ねでございます。第一点、森林施業計画は森林法に基づいておるから、義務制にしたらどうかという点と、もう一点は森林法と基本法の関係、こういうふうな理解いたしましたか。お答えいたします。

まず、これは鶴岡先生にお答えしたのと同じような御説明になるかもしれませんが、若干付言して御説明申し上げたいわけですが、全国森林計画というのは、森林法に基づきましてつくられるわけでございます。地域森林計画も森林法に基づいてつくられるわけでありまして、そのもとをなします基本計画というのは、基本法に基づきまして閣議の決定をいただいたわけでございます。そこで森林施業計画でございますが、これは所有者が林業基本法の趣旨に即しまして作成されるわけでございます。それによつて地域森林計画との調整と申しますか、調和と申しますか、そういうものを所有者の理解の中でやるわけでございます。たとえば所有者が、従来であればかつてきまと言つちゃ誤弊がございまして、新生林を、あるいは計画性が全然なしにやつていく、そういう姿を排除して、そして地域森林計画に即したものと理解の中で調整を行つてやつていく。そうやってできたものが森林基本計画に矛盾するかどうかという点につきましては、先ほど先生おっしゃいましたように、森林施業計画の目的は、適正な伐期と、かつその樹種、林相の改良ということでございますから、これはとりもなおさず、先生先ほどおっしゃいました基本計画におきまして林業総生産の増大につながるわけでございます。かつまた、そういうことを計画的に行ない、総合して行なうことによつて生産性の向上というものにも通ずるわけでございます。さらに、そういう計画性を發揮することにおきまして雇用の安定にもつながることから、従事者の所得の向上にもつながるといふことで、結果的には基本法に反しておらない、そのとおりな結果になるというふうな存しておるわけ

でございます。

それからもう一点、森林施業計画が森林法に基づくものであるならば、任意的にやらずに義務制にしたらどうかという御指摘だと思います。この問題につきましては、御承知のように、公共性というたてまえからいたしますとこれは義務制ということも考えられないわけではないと思ひます。しかし、これは御承知のように、昭和十四年に森林法を改正いたしましたいわゆる統制時代はなやかなりしころに、一度この義務制を実施したわけでございます。その結果におきましては、森林所有者が非常にばらばらと申しますか、林相その他が非常に違つておるといふものを、上から一方的に義務制だ義務制だといつてつくつたことにおいて、必ずしも円滑な実施ができなかつた、山の経営が実態には必ずしもよくなかつたという経験がございまして、したがって、かつまた、現在の社会経済の情勢からいいますと、義務的にこれをやるといふよりも、所有者の理解の中でこれをやるといふことのほうがよいのじゃないか、そういうことに誘導することこそ森林を生かす道じゃないだろうかということ、任意的かつ自主的にこれをやつていただくというたてまえでもつてわれわれは指導してまいるといふわけでございます。

○川村清一君 まあ法律論争ですから、もっと突っ込んでやりたいと思ひますけれども、時間の制約もございまして、それからいまのこの施業計画につきましましていろいろとさん問題がありますけれども、一人でやつてはならないので、次の質問者にひとつそれは譲りまして私の質問は終わりたいと思ひますが、ただ最後に申し上げたいのは、先ほど申しましたように、国の、全国森林計画に政府が責任を持つこと。政府が責任を持たないで個別につくるこの施業計画、責任を持つていたつて、それはとても責任は持てません。政府が範を示して、そして個別につくつた施業計画が完全にこれがなされるように、税制的なあるいは財政的な援助もし、的確な指導助言をいた

しまして、そうしてこの計画がかりつぱになされて、一番問題であったところの日本の林業の生産を、需要にできるだけ近づけて、そうして外材に依存せずして自給率を高めていくという、こういう林業を推進していくために努力をしてみたいというところを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○宮崎正義君 私はあるたけきのうからきょうにかけての問題に重複しないように質問をしていくつもりでございますが、多少重複する点があるかも知れませんが、その点は御了承願いたいと思います。

昨日からまた本日に至るまで、輸入材——外材のことにつきまして、国内自給をすべきであるという論が持ってこられております。私もこの点は同感であります。片山林野庁長官が経団連の森林委員会、四十一年四月に基本計画ができたときに、四十七年の総需要量が九千八百万立方メートルになるとされて、ところが先ほどお話がありまして、大きく変わって、一億五百万立方メートルになるであろうと推定を變更するを得なくなった。そうして同時に、最初の基本計画では、同年五十六万六千立方メートル国内の供給を期待しようとしていたが六千三百三十万立方メートルの国内生産を期待しなければならなくなりました。そのうちの五千四百立方メートルが素材で、九百三十万立方メートルが残材及び廃材、先ほどお話がありました、結局四十七年には外材輸入が四千二百七十万立方メートル必要であるところ言われておりますが、これはそのとおりでございます。

○政府委員(片山正義君) これはかつて経団連に呼ばれたときに、最近の見通しということ、想定いたしますということでお話し申し上げた数字でございます。

○宮崎正義君 御存じのように、わが国の国際収支の赤字が論議されておりますし、こうした中において外材の輸入が大きな問題になってきているわけでありまして、わが国の将来に対する自給も、

これに伴って論議されている中心であります。林業白書におきましても、この輸入金額の面が明らかにうたわれております。そこで、四十三年度の林野庁関係の予算総額は幾らなんでしょうか。

○政府委員(片山正義君) 一般会計、公共事業を含めます……。

○宮崎正義君 総額でいいです、全部ひくくると総トータル。

○政府委員(片山正義君) そうですか。特別会計とちよつと分けた二つだけ……。林野庁の一般会計が約四百九十一億でございます。前年に対比しまして七・五%の増でございます。それから国有林野事業勘定の特別会計でございますが、これは千三百億でございます。それから森林保険の特別会計でございますが、これは十八億三千八百万円、以上でございます。それがトータルでございます。

○宮崎正義君 合計が、特別会計と一般会計……、これをひくくると計算の上からいきましても、大体四十二年の一年だけの外材の輸入総額というものが三千四百億ぐらい支払われるんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(片山正義君) 十億ドルはちよつと切れると思ひますけれども、大体三千四百程度でございます。

○宮崎正義君 そういたしますと、林野庁所管のこれからの十年、二十年先の日本の林野計画というものの対する総予算より輸入材のほうがどういうふうな形になっているのか、そういう点について予算の上からも、金額の上からもお話しをしていただきたいと思います。

○政府委員(片山正義君) ここに予算的にあけておりますのは、政府予算とそれから特別会計に国有林特別会計におきましては事業を行ないます全額でございますが、いずれにいたしましても投資する投資額でございます。ところが外材の関係はいわゆる木材そのものの値段でございます。したがいまして、そのような形で内地の木材価格とい

うものを想定いたしますと、国民総生産の二%が木材の占めるウェイトでございます。したがいまして、この数字と外材の輸入額と比較するということもまあどうかと思ひますけれども、要は国内の投資をわれわれ何としてもつとふやすべきだという基本的態度には変わりはないと思ひます。

○宮崎正義君 金額の面からいけばおそろくそういうふうになるわけでありまして、

そこで外材の需給の理由を幾つかあけて説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(片山正義君) 外材が入ってきておる理由でございますが、

○宮崎正義君 そうです。

○政府委員(片山正義君) それじゃ概括して申し上げますと、昭和三十六年まで木材価格というのは非常に上がったわけでございます。その姿は、これは樹種によつて違ひわけでございますが、大づかみに比較いたしますと、外材価格より内地材のほうが安いということから、外材はあまり入らずに内地材価格がどんどん上がってきたと、こういう実態がおおむね三十六年までの時代だと思ひます。それから三十六年から四十年までは上がった外材は非常にその間入ってきたわけでございます。その間木材価格は内地材価格を含めまして、ほとんど横ばいできたわけでございます。ところが四十年後半から景気が非常に出ましたために木材価格にあらがちな値上がりを示したわけでございます。

そこで、先ほど川村先生からのお話もございましたが、外材がこんなに入ってきているのになぜ値段が上がるんだというお話がございましたが、これは先ほど御答弁いたしましたように外材価格そのものも上がってきておると、それから国内材価格は特殊の材につきまして、非常に需給が破れておる、優良材に非常に需要が殺倒れておるといふところから、その樹種を中心に値上がりしておるといふのが実態と、さらにコストの問題がございまして、御説明申し上げたわけでございます。

○宮崎正義君 企業面で私は思ひますが、大体、外材は長い大材が使われるということ、国内ではこれはなかなか考えられない。それから木材あたりですと四十フィート、約十二メートルですか、そうなりますと、加工率は非常に高くなつてくる。それからもう一つの理由としては、年じゅう入荷ができる。日本の今日までの行き方とすれば、大体最盛期に使用いたしても使えないという欠陥もまま出てきたわけでありまして、それがそういうことがなくなつてくる。そのほかにも生産体制等が対象になつてくる。勢い、これは企業経営の合理化という面からでも外材の需給がされてくる。また決済方法、決済方式、そういうものも問屋とかメーカーとかがわりあいに取り上げやすい、こういうふうな、まだまだ幾つかあると思ひますが、この外材の品種をNLに分けて、これからの行き方、現在、どういふふうな現況であるか、将来、どういふふうな考え方をもちて外材に對して臨まれるか、その点をお伺ひいたしたいと思います。

○政府委員(片山正義君) 外材のNLの量的な輸入量並びに外材の今後の姿という問題についてかと思ひますが、お答え申し上げます。

NLにつきましては大体米材、ソ連材、これは大体針葉樹でございます。いわゆるNでございます。南方材、これは大体広葉樹でございます。したがって、Lでございます。したがって、現在、南洋材——おおよそ半分は南洋材でございますので、NLで入ってくる比率はおおむね半々というふうな理解しておるわけでございます。

それから外材の今後の姿でございますが、大きく分けて、三つございまして。第一番目は米材、あるいはソ連材、南方材と、こうあるわけでございますが、米材につきましては御承知のように、最近、非常に伸びてきたわけでございます。これは主として建築材が大きなウェイトを占めてきたわけでございますので、非常に伸びてきたわけでございます。しかし、問題は、米材から丸太を出すということを米国側として非常に制限したい

○宮崎正義君　そこで、いまお話がありましたんですが、わが国の木材の輸入は南洋材とか北洋材あるいは米材、大体これが九割を占めているだろう。ところが、いまお話がありましたように、フィリピン等のラワン材については、マルコス現

対する取引のあり方とその価格の問題とどういふふうにしてソ連の輸入材を考えていかれるか、こういう点についてもお伺いをいたします。

○政府委員(片山正英君) 二つの問題ございまして、一つは合板の輸出の問題でございます。

なお、連材の問題につきましては、先ほど御指摘のとおり、相手が政府でございまして、こちらは商社がそれぞれ競争の中でやっているわけでございまして。したがいまして、御指摘のように、あるいは競争というその姿の中において値をつり上げるという結果になっているのかどうか、その辺つまびらかにお答えもできないわけでございますけれども、結果的には確かに去年と比較いたしますと二割高い値段で契約をしているということでもあります。したがいまして、これに対して政府としてどうあるかという問題だろうと思います。が、現状といたしましては、業界との連絡におい

ディラウンドの繰り上げ実施等の条件でだいぶ出かかってきたものでございますから、課徴金に對しましては私はやや心配が薄らいできておるといふ段階でございます。

特恵のほうは御承知のとおり、インドにおけるUNCTADの會議におきまして抽象的な将来に向かつてのそういう話し合いが原則的には進んでおるわけでありますが、具体的適用ということになりますと、特に合板等は相手先の抵禦発国のほうが日本の国よりも進んでおるのでございます。

したがいまして、そういう具体的適用の場合には、できればそういうおくれた日本の合板に對して

は例外措置をとってもらいたい。同時に日本のほうもそれにあわせて、それを見通して合板産業の近代化、体質の強化等これは責任を持って指導していかねばならないというふうに思っています。

○宮崎正義君 先ほどソ連から来る港の関係というのを長官からお話を伺いましたが、外材の輸入増加に対して臨港地域が設けられて大体七十港ぐらいたと言われております。実質的には百港ぐらいたが開放されて、ほとんど輸入材が入っているという現況だということなんです。ある県なんかは山の県で海がないために、海の県のように土地を手に入れて、そしてそれを臨港地のような形にして安い外材を自分の県の中に持っているというふうな動きもあるというふうに聞いておりますが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(片山正英君) 外材は、大都市合板工場が中心になるわけですが、場所によつては、先ほど御指摘の、山のほうの製材工場であつても注文される材木が内地材と込みで外材を要求されるという実態もあるようでございます。したがって、そのことのために若干の外材を山の中まで引張って行って、そこでひいているというのが実態でございます。したがって、それを安定的に確保するというような意味で、たとえば茨城県におきまして日立港ですか、そういうところで外材を入れる。それは栃木県も含めてその対象にしたいというふうな考えがあるというのを聞いております。

○宮崎正義君 これはいろいろ掘り下げてみますと、問題が幾つでも出てくるわけです。輸送等の関係、流通機構等の関係で問題点がいろいろあるわけです。これは時間がありませんので、後日またいろいろな点からお話し合いをしてみたいと思つていますが、いずれにいたしましても、そういうふうな外材がどんどん入ってくる。それに対する今度は大型の製材工場等が考えられてくる。その一面には、御存じのように、製材工場といえども、白書には指摘されてありますように、小さな

動力を持っています、機械を持っているところはほとんどつぶれていくというふうな形であるし、そこに働いている従業員なんというのはもうほんとうの最低賃金で働いているわけです。技術者でありながら、十年、十五年の製材の技術を持っているがらも二万数千円の賃金しか得ていないで働いているという、そういう実情のところは倒れていきながら、一面、今度はそういう臨港に接している工業地帯の大製材工場、大型の製材工場等が増設されてきている。こういう一つの行き方を考えてみましても、国内における需給というものをバランスのとれるようにしていけば、そういう倒産等の問題もこれは解決できるんじゃないかと、私はそう思うのであります。

そこで、問題を前に戻しまして、先ほど長官からお話ございましたチップでございますけれども、チップが日本にくる時代になった、こうおっしゃいますが、私はそこで心配することがあるのです。大体ソ連との話し合いでチップを引き受ける約束をしたというのを聞いています。この点どうなんでしょうか。

○政府委員(片山正英君) ただいま御指摘の、ソ連側からの希望はあつたようでございますが、その話は全然進んでおらないのがいまの現状でございます。

○宮崎正義君 農林大臣、私の調べたところでは、一九七〇年に百万立方メートル、それから一九七五年には百万立方メートルのチップを業界が一括して引き受ける約束をしたような話を聞いておるわけです。そういういたしますと、このチップを譲つたということは、即ちチップパーパルプ紙の移行が当然考えられるわけです。そうなりますと、日本の将来の点につきまして、これは大きな問題になってくるんじゃないか、こう考えるのです。そういう将来に大きな問題を残していくようになってくるんじゃないかということを私は懸念していまお伺したわけですが、この点どうなんでしょうか。

○国務大臣(西村直己君) ただいまのところ政府

としてはソ連側からそういう業界に対して要望があつたという段階でございます。もちろんおっしゃる通りに、われわれとしては林業の、あるいは林産の担当者として関心は十分持つてそういうものに對してどういうふうになつていくかはよく気がつけてまいりたいと思つていますが、要望があつたというだけでございます。

○宮崎正義君 いまの問題は日本の将来のことにつきましても大きく響いてまいりますし、これがやはりソ連でなくてほかのところでもやはりそういうふうな考え方があるようでは、日本の産業開発という面からいきましても、日本の林野の全体の問題におきましても大きな禍根を残すようになるんじゃないかという心配をするあまり私は申し上げたわけです。その点はいま大臣がおっしゃられたように十分に心得ていかなければならないんじゃないかと、私もこう思つております。

で、いま時間の催促がありまして、あともう少しでやめてくれというふうなことで残念なんです。が、今回の森林計画制度について、林業基本法の第十條第一項にある、基本計画及び長期見通しに立つて大臣が全国森林計画をつくり、都道府県知事がこれを受けて地域森林計画をつくらせて、それに基づいて各森林所有者が自分で所有しておる全部の森林について施行計画を策定して知事の認定を受けるということになっておる。四十二年の七月十九日に衆議院の委員会において、このように制度がなされた場合には「相当な森林所有者というものが申請に応じてくる。」と長官は言っておられます。その数といふますか、どれくらい応じられてくるか、その所見を伺つておきたいと思つております。

○政府委員(片山正英君) 要約して申し上げますと、五年後においては国有林面積の約三九%、十年後におきまして六四%程度は達成できるのではないかと、このように思つております。

○宮崎正義君 時間がありませんので、つづいてと次から次へと伺つていきます。

新たに地域森林計画というものに即して森林所

有者が施行をやるわけですが、大森林所有者がみづから進んで計画に参加すると思つております。御存じのように九割は零細の所有者である。そういう人たちが、じゃこれに快く応じてくるかということとを私は心配するわけですが、この点どうでしょう。

○政府委員(片山正英君) 確かに小さな所有者が自分の山について計画を立てるといふのはなかなか困難な実態であらうかと思つております。そこでわれわれは三つの方針をもとにしてこれを援助し推進してまいりたいと思つております。

第一点は、都道府県に普及員というのがございます。その普及員の活動をしやすいするための措置をとりながら、その普及員を通して十分指導してまいりたい、これが第一点でございます。

それから第二点は、森林組合でございます。その森林組合が代行してこれを行つてやるといふことを公的に森林組合の事業の一つとして織り込むわけでございます。

それから第三点につきましては、共同してこれを行つていくわけでございます。共同していく人たちの調整と申しますか、理解と申しますか、そういうものを、並びに計画の援助というふうな形でコンサルタント——予算で申しますと共同森林施業計画ということで経費を見込んでござい

ます。

以上のような三つの方法でこれを指導して、なるべく理解して協力していただくという方向で進みたいと、こう思つております。

○宮崎正義君 三本の柱でやりになります。その第一点におっしゃられた普及員の問題ですが、これはもう人的にもまた技術的にも相当不足していると思つております。まずそこから考えなきゃならんんじゃないかと、こう思つております。それからもう一つは、かりに所有者が認定の申請をします。そしてその申請をしない者もある。それから途中で売らなきゃならなくなつてしまつたというふうなことになるまで、自分の、私な

のうちの国土保安的機能と、保健、休養的機能とは、いずれも森林が存在することによって達成される機能であります。最後に指摘した経済的機能は、森林を伐採することによって達成される機能であります。これらの機能を保全並びに開発の二

つに集約できると私は考えるのであります。

ところで、森林法の最も中心的な制度となつておりますすなわち第二章の営林監督制度、これは外国ではフォレスト・コントロールと言ひ、現行法でいいますと森林計画制度であるわけでありま

すが、この営林監督制度を、保全と開発という二つの観点から眺めてみましたときに、どうもだんだん制度的に分離していくのではないかと私は考えるのであります。戦前のことはさておきまして、戦後の森林計画制度の変遷だけを見てまいりましても、当初は針葉樹、闊葉樹を問わず適正伐期齢級以下の森林に伐採許可制度があつたのであります。三十二年の改正で針葉樹だけとなり、三十七年の改正では針葉樹の伐採許可制を廃止して逆に保安林の制度を強化されてきたのであります。

森林に対する保全政策と開発政策とが次第に分化する傾向にあるような感じが強いのであります。したが、いかがでしょうか。このこと自体のよしあしは別にいたしまして、国内の林業生産が停滞をして、ここ二日間にわたる委員会にも各質問者から指摘があつたのであります。外材輸入が増大してゐる。これを是正するために施設計画認定制度が必要であるということになりますと、このような意味では今回の改正案は開発政策の強化という意味を持つてくると思ふのであります。

しかし、さきにも指摘しましたように、森林の持つ国土保安、保健、休養といった経済外的な機能は、最近の顕著な都市化の傾向から見まして、従来よりはるかに重要性を増してゐると考えるのであります。たとえば大都市や工業地帯における大気汚染の問題や最近のレジャーブームの現象は、国立公園や都市行政だけにまかしておけないものを含んでおると私は考えるのであります。すなわち、施設計画認定制度におきましても、森林の開発という面だけではなく、保全という面も考えた政策でなければならぬと思ふのであります。言いかえますならば、造林、伐採等にある程度強制力を持たせまして、そのかわりその裏づけとして、もっと手厚い援助をするといった考え方をと

る必要があると思ふのであります。残念ながら森林法の一部改正の中にはそのような政策はまことに弱いと思ふのであります。

根本的にいいますと、森林の経済外的な機能の重要性を考えますならば、経済外的機能は私経済の面からベイできないものでありますから、特別の助成が必要であり、そのような姿勢が林政の中にあるべきであると思ふのであります。この点大臣は、いま申し上げますように、両面を持つておるとおっしゃいますけれども、その両面を具体的に政策として実効をあげますためには、いま私が指摘をしたような予算的裏づけが必要であり、政策的にまた法律的にこれを確立する必要があると思ふのであります。どのようにお考えでござ

います。

【理事高橋雄之助君退席、委員長着席】

○政府委員(片山正英君) 農林大臣のお答えする前に私から若干御説明をしたいと思います。

ただいま御指摘のように、森林の公共性という問題で三つあるのじゃないかというお話でござい

につきます。これは御指摘のとおりでございまして、われわれも造林につきましては造林補助金、あるいは低利の融資、あるいは林道につきましてもその補助金あるいはそれに對する低利の融資、かつまた構造改善といったしましては林業構造改善、それから他省の所管ではございますが、山村振興に基つた施策等によりまして、これらが健全な発展をするように、発達をするように努力してまいりたい、かように考えておる次第でござい

ます。

○中村波男君 具体的な内容はあとから一つ一つお尋ねをしてまいりたいと思ふのであります。次に若干違つた観点から質問をいたしてみたいと思ふのであります。

昔から言われておりますように、林業の収益性が非常に悪いという点に關してであります。確かに現在の時価で造林費や立木代金を測定し、その間どの程度の収益があるかを見てみますと、これはひとつ林野庁の専門的な立場で具体的に指示をいたしたいと思ふのであります。特にこの問題の提案説明の中でも、木材が急速に大幅な値上がりをしたということが重視されております。この値上がりをした現在の価格、これから採算を計算いたしましたとしても、はたして四十年、五十年後どうなるかわかりませんが、現在の価格を経済成長率に伸ばしまして計算をしてどのようになるかという、こういうものが明らかにされてお

りませんが、でき得るならば明らかにしてもらいた

きます。には何十年もの期間が必要なのであります。が、毎年相当の林業収入を期待できる人は、その家計が安定すればよいわけでありまして、いわゆる切り惜しみの傾向というものが、木材が上れば上がるほど強く出てくるのではないかと思ふのでござい

ます。ここに問題がござい

今日ではこのような形が労働需要の逼迫等によりまして非常にゆすぶられてゐるわけでありまして、山林所有者がせつかく努力してりつぱな森林経営を確立したといたしまして、その結果は地主的林業といわれるような形にかなり得ないことは、私は、非常に大きな問題があると思ふのであります。地主的林業というのは普通の企業と違つて、家計がそれなりに安定すれば、あえてそれ以上の収入を求めない、むしろ山林の形で財産を保全することを好む傾向が、いま指摘いたしましたように、強いのであります。わが国林業に資本が進出しな

達成していくという方向で進めたい、このように申し上げるわけでありませう。

○中村波男君 次は施業計画の実行確保であります。長官はかなり自信をお持ちになつてゐるやうであります。なるほど計画は出した。計画を出すといふことの、作業といふか、内容を見ますと、これはたいへんだと思ひますので、これに対する財政的な助成あるいは首長その他に対する指導といふことについては格段の御配慮をいたさないとなかなかうまくいかなければならぬかと思ひますが、それはさておきまして、計画は出したけれども実行はしない。それをチェックする方法といふものは、もちろん法律の中にはありませんし、全く手だてがないのではないかと、いふうに思われます。そういう意味において伐採の面では私の意見を申し上げましたが、植林の面でも同じことが言えるのであります。

そこで私は、こういうことは考えられないかというのを提案して、御意見をお聞きしたいと思ふのであります。計画どおり実行しない人、あるいは財産地主で粗放経営をしてゐる人、こういう人につきましては、いわゆる従来ありました官行造林制度を復活いたしまして、あるいは県で行なつておられます公社造林を活用してもよろしいと思ふのであります。そういういわゆる公的な立場で木を植える——本人が植えない場合には木を植えると、どちらを選びますかという、こういう措置を確立することがあらゆる観点から必要であり、またそれをやれば相当実効があると思ふのであります。それには財政的な裏づけがなければならぬのであります。この点については相当腹をきめていただかなければならぬことではありますけれども、それをやらなければ私は造林率を高めていくといふこの計画といふのはなかなかできないのではないかと、いふうに考えておるのであります。したがって官行造林制度は、入会林野近代化法の可決をいたしたときに衆議院で附帯決議がついておるところであります。こ

ういふ点について大臣としてはどのようにお考え

になつておるか。

○国務大臣(西村直己君) 造林事業に對しまして、簡単に率直に申し上げますればもつと力を入れて官行造林等復活したかどうかという御意見のようでございます。で、政府といたしましては国庫補助、国庫融資、こういうような方法によりまして、これができるだけ拡充して造林事業を推進してまゐる、これはもう当然のことです。これからやつてまいりたいと思ふのであります。先ほど長官からも申し上げましたように、今回の施業案方式を制度化しただけで林業の振興といふことにはなりません。他のいろいろな施策をあわせてやつて初めてこれになるのであります。ただ、官行造林の問題につきまして、御存じのとおり、現在森林開発公社、これに引き継いでやつてもらつておりまして、これが水源涵養のための保安林等のために必要が強い森林について優先的にやつてゐる。これを将来どの程度広げられるか、これを広く使つてみたらどうかという御意見だと思ふのであります。が、今後の問題として慎重に検討してみたいと思ふ。

○中村波男君 いま大臣から造林についてのお考えをお聞きしたわけでありまして、保安林の整備、買い入れ計画といふのを立ててやつておられます。その計画によると、十カ年間に、すなわち三十九年から四十八年度までに二十五万ヘクタール國が保安林を買い入れることになつておりますが、その実績を御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(片山正英君) 保安林は保安林整備臨時措置法に基づきまして十カ年延長になつたわけでございます。したがって、三十九年から以降十カ年といふことで二十五万町歩買入計画であります。現在までのところは約三万町歩が保安林として買い入れております。

○中村波男君 私がいたしました資料によりまして、買い入れは二万七千六百八十ヘクタール、交換をしたものが三千三百十五ヘクタール、合せて三万九百九十五ヘクタールになつております。して、十カ年間に二十五万ヘクタール、これを単年度二万五千ヘクタールといふことにいたします。進捗率は三〇〇程度ではないかといふうに思ふのであります。また予算につきましても相当残しておる。もちろんもとより予算が十カ年間に二十五万町歩買入するといふ裏づけのない、少ない金額が各年ごとに組まれておりますけれども、その少ない予算が相当残されておる。私の計算によりますと、四年間に二億四千九百三十万円残されておる。その実績としてはいま御報告がございましたように、四年間に二億五千ヘクタール買入とすれば十萬ヘクタールであります。三萬ヘクタールしか買われておらない。計画は三萬ヘクタールであります。予算の裏づけもなければ、そのわずかな予算をまた残しておるといふことはどういふ事情にあつたのか、まずそのことをお聞きしたいのであります。

○政府委員(片山正英君) 御指摘のように、予算は大体毎年五、六億ずつ組んでおるわけでございますけれども、若干下回つた実績になつております。これは具体的に山と山の折衝をいたす場合に、売り手と私のほうの買い手との関係で、単価の面で必ずしも一致しないという場合がままあるわけでございます。そのような観点で若干計画と食い違つた率だといふ実績はそのまま認めざるを得ないと思ひます。ただ、今後の方向といたしましては、やはり極力そういう問題を解決しながら増加してまいりたいといふことから、来年度予算におきましては、八億二千八百万といふものを組みまして、従来の、去年と比較しますと約四〇〇増の予算を組みまして、そのような方向で努力してまいりたいといふつもりであります。

○中村波男君 今後努力するといふことでございしますが、昨年特に都市の中小河川等のはんらんで、新潟と九州に大被害が起きたわけですが、こ

ういふ面からも国みずからが保安林を確保する、また一方では植林にさらに予算的にも裏づけをいたしまして、進捗率を高めていく。時間もありませんから具体的な内容についてお聞きいたします。

○委員長(和田鶴一君) 委員の異動について報告いたします。

本日、鬼丸勝之君、園田清充君及び達田龍彦君が委員を辞任され、その補欠として大森久司君、内藤三郎君及び藤原道子君が選任されました。

○委員長(和田鶴一君) 農林大臣、いまの中村委員の最後の質問に対する答弁を願います。

○政府委員(片山正英君) ただいま先生の造林施策に対する方向、私もそのように思います。今後、その造林施策をはじめとする林業施策につきましても、基本的な検討とともにその推進に努力してまいりたいと考えております。

○国務大臣(西村直己君) ただいまお話がありまして造林の推進でございます。これは私も趣旨におきまして全く同感でございます。ただ、やり方につきましては十分、これは財政その他にも関連しますが、その趣旨の実現のほうに向かつて私どもは努力していかねばならぬ、こう考えております。

○委員(和田鶴一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(和田鶴一君) 御異議ないと認めます。任田君から委員長の手元に修正案が提出されておりますので、この際、本修正案を議題といたします。

任田君より修正案の趣旨説明をお願いします。

○任田新治君 お手元に配付されております森林法の一部を改正する法律案の修正案について、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

法律案の附則第三項は、本法案施行後三十日以内に、「昭和四十二年四月一日をその期間の始期とする全国森林計画をたてなければならぬ。」こととなっており、すでに昨年十月三十一日に現行法第四條の規定に基づいて、十年を期間とする同計画が立てられ、公表されております。したがって、本法案の施行後において同計画を十五年を期間とするものに変更し、これに伴い地域森林計画も変更するという整理を行なう必要がございます。本修正案は、それに対処するためのものでございまして、経過的なものであり、内容、実体上の変更はないものでございます。以上が、修正案の趣旨でございます。御賛同をお願いいたします。

○委員長(和田鶴一君) それではただいまの修正

案に対し、御質疑のある方は順次御発言をお願いします。——別に御発言もなければ、質疑はないものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(和田鶴一君) 御異議ないものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(和田鶴一君) 御異議ないものと認め、それでは、これより森林法の一部を改正する法律案について、採決に入ります。

まず、任田君提出の修正案を議題に供します。任田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(和田鶴一君) 全会一致と認めます。よって任田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を議題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(和田鶴一君) 全会一致と認めます。よって修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。中村君から発言を求められておりますのでこれを許します。

○中村波男君 ただいま可決されました森林法の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党三党共同による附帯決議案を提出いたしますので、御賛同をお願いいたします。案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附

附帯決議(案)

政府は、林業をめぐる諸条件の著しい変動に對処して林業の発展に資するため、本法による森林施業計画認定制度の適正円滑な実施をはかるとともに、左記事項の達成に努力すべきである。

記

一、森林の公益的経済的効用をはかるため、その利用区分を明確化し、総合的利用計画を樹立するよう努めること。
二、造林の積極的推進をはかるため、官行造林制度も含めて、現行の造林推進施策の体系化をはかり、造林体制の整備充実を検討すること。
三、造林、林道等生産基盤の一そうの整備をはかり、林業経営の近代化を進めて、森林所有者の経営意欲を高揚し、林業経営の安定発展に資すること。特に、林道については、従来の経緯にかんがみ、森林資源に関する基本計画に定める当該事業の確保のため、必要な法制的財政的措置を講ずることにつき検討すること。

四、林業労働力の不足が林業生産停滞の主因をなしている現状にかんがみ、早急に林業労働の特殊性に適合した技術的制度的樹立するため、必要な法制的財政的措置を検討すること。
五、地域における木材需給の動向に即応した適切な需給調整を行なうことができるよう、関係者による地域需給協議会を設置する等適切な指導援助を行なうことにつき検討すること。

六、木材の自給率を高め、秩序ある外材の輸入をはかり、その需給の動向に即応して製材業等木材の関連産業及び流通機構の安定向上をはかるため、必要な措置を講ずること。
七、今後の林業政策推進上重要な役割を担うべき森林組合など林業諸団体の健全な発展をはかるため単独法の制定について検討を加

えること。

八、最近の森林地帯における水害等の多発にかんがみ、森林による国土保全と資源開発との調整をはかり、治山事業を充実強化すること。

九、森林施業計画認定制度の円滑な運用をはかるため、森林組合に対する指導助成をはかり、また小規模森林所有者に対する措置に万全を期すること。
右決議する。

以上でございます。

○委員(和田鶴一君) おはかりいたします。中村君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(和田鶴一君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(西村直己君) 決議の御趣旨を尊重いたしまして、関係省とも協議検討の上、対処してまいりたいと存じます。

○委員(和田鶴一君) なお本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを本委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(和田鶴一君) 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。西村農林大臣。

○国務大臣(西村直己君) 提案理由を申し上げます。わが国の農業の金融制度につきましては、逐年

整備改善を行ない、融資額も農業者の資金需要に
 応じて年々増大しているところであり、最近、
 近におきまする農業の動向に即応し、農産物等の
 流通改善を含めて農業近代化のための諸施策を推
 進するためには、一そう内容の整備充実をはかる
 必要があると考えられますので、新たに総合資金
 制度と卸売市場近代化資金制度を設けることとし
 し、農林漁業金融公庫法等の改正を提案する次第
 であります。

まず、総合資金制度について申し上げます。近
 年におけるわが国の農業の動向を見ますと、経済
 全般が高度な成長を続ける中において、農業近代
 化を推進する必要があると強く感じるところ
 であり、特に、農業生産の中核的なない
 手となる生産性の高い農業経営を育成し、農業生
 産の維持増大をはかることが緊要であると考えら
 れます。

総合資金制度は、このような観点から、農業者
 に対し必要な各種資金を総合的かつ円滑に融通す
 るとともに、融資に伴う指導を充実すること
 によつて、金融の面からも自立経営の育成を促進
 しようとするものであります。

このため、農林漁業金融公庫に総合施設資金を
 新設し、自立経営たんとする農業者に対し、経
 営規模の拡大、資本整備の高度化等農業経営の改
 善に必要な各種施設資金を、一つの資金として、
 包括的に融資することとしております。

また、この場合、農業経営を改善するのに必要
 な運転資金の融通を円滑にするため、農業信用基
 金協会が債務保証を行なうときは、これを農業信
 用保証制度の対象とするよう農業信用保証保険法
 の改正を行なうとすることをしております。

次に、農畜水産物の卸売市場近代化資金制度に
 ついて申し上げます。生鮮食料品等農畜水産物の
 卸売市場が、生産物の販売の円滑化をはかるため
 にも、また国民消費生活の安定向上をはかるため
 にも、きわめて重要な役割になつてゐることは申
 すまでもないところであります。

特に、近年における生鮮食料品の流通をめぐる

諸情勢の変化の中で、その施設の近代化と運営の
 改善は強く要請されるところであります。現在、
 生鮮食料品等の卸売市場としては、中央卸売市場
 が二十五都市に五十五市場開設されているほか、
 地方卸売市場が全国で一千九百九十余設置されて
 おります。しかし、その実態を見ますと、全国に分
 散する多数の地方卸売市場につきましても、施設の
 計画的整備と運営の改善をはかることが急務と
 なつております。

また、中央卸売市場につきましても、市場運営
 の改善合理化を進めるため、卸売人、仲買人
 等関係事業者の施設の近代化が強く要請されて
 おります。

以上のような観点に立ち、政府といたしまして
 は、生鮮食料品等の流通の近代化のための施策の
 重要な一環として、卸売市場の改善整備をはかる
 ため長期低利の融資を行なうこととし、これにつ
 いては、農畜水産物の生産と密接な関連を有する
 点に着目し、農林漁業金融公庫法を改正し、同公
 庫に卸売市場近代化資金制度の創設をはかること
 といたしました。本資金制度においては、民営地
 方卸売市場の開設者、卸売市場の卸売人、中央
 卸売市場の仲買人等に対し、卸売市場の施設及
 びそれらの者の業務の近代化のために必要な各
 種施設の整備のための資金を融資することとして
 おります。

以上が、この法律案の提案の理由及びおもな内
 容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くだ
 さいますようお願いいたします。

○委員長(和田鶴一君) 次いで補足説明及び資料
 説明を聴取いたします。大和田農林経済局長。

○政府委員(大和田啓君) 農林漁業金融公庫法
 及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案
 につきましても補足して主要な内容を御説明申し上
 げます。

第一に、総合資金制度の創設について申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫に新たに総合施設設
 資金を設けることとあります。自立経営の育成を

金融的側面から助長するためには、農業者の必要
 とする資金を豊富にかつ包括的に供給することが
 望ましいと考えられます。現行の農林漁業金融公
 庫資金においては、融資対象事業別に融資の条件
 及び手続が定められており、通常の場合にはこれ
 により特に支障はないものと考えられますが、自
 立経営にならうとする農業者の資金需要には必ず
 しも十分対応しきれないものがあります。した
 が、現在、農林漁業金融公庫の融資対象となつ
 ている各種施設資金を包括的に融通する総合施設
 資金を設けることとした次第であります。

総合施設資金の内容は、農林漁業金融公庫法の
 別表第二を改正し、同法の第三号の二において、
 農業経営を農業基本法第十五条に規定する自立経
 営にするため、総合的かつ計画的に経営規模の拡
 大、資本整備の高度化等その農業経営の改善をは
 かるために必要な資金と規定されております。な
 お、協業につきましても自立経営に準ずるものは
 融資の対象とするよう同号に規定いたしております。

この総合施設資金の融資条件は、利率、据え置
 き期間、中間四分五厘、償還開始後年五分とし、償
 還期限及び据え置き期間はそれぞれ二十五年以内
 及び十年以内としたしております。なお、貸し付
 け限度額につきましても、できる限り資金需要を
 充足し得るようおおむね八百万円とする予定であ
 ります。

次に、総合施設資金に伴う運転資金の融通の円
 滑化をはかるため、農業信用保証保険法に所要の
 改正を加えることとあります。

すなわち、総合施設資金の貸し付けを受けた者
 が総合施設資金にかかる農業経営をはかるのに必
 要な運転資金を借り受ける場合に、これに対し農
 業信用基金協会が債務保証を行なうときは、これ
 を農業信用保証協会の保証保証の対象に追加する
 とともに農林中央金庫が協業経営を営む法人に対
 しこの運転資金の貸し付けを行なう場合これを農
 業信用保証協会の融資保証の対象に追加するた
 め、所要の改正を行なつております。

第二は、農林漁業金融公庫に卸売市場近代化資
 金制度を設けることとしたこととあります。

すなわち、現行の第十八条の二の規定を第十八
 条の三とし、新たに、第十八条の二として卸売市
 場近代化資金に関する規定を設けることとしたし
 ました。

新しい第十八条の二の規定につき御説明申し上
 げます。農畜水産物の民営卸売市場については、
 一般に規模も零細で施設も老朽化しているものが
 多く、農畜水産物の円滑な流通をはかる上の障害
 となつてゐる現状に対処するため、その開設者に
 対し、市場施設の整備改善に必要な資金の融通を
 行なうこととしております。また、卸売市場に一
 体的に付設される農畜水産物等の集団売り場につ
 きましても、これに準じ融資を行なうこととして
 おります。

次に、農畜水産物の卸売市場の卸売人及び
 中央卸売市場の仲買人につきましても、その業
 務を改善合理化し、卸売市場における取引の適正
 化、能率化を進めるため、これら卸売人、仲買
 人または民営卸売市場の開設者、卸売人もし
 くは仲買人も主たる構成員もしくは出資者とな
 っている法人に対し、農畜水産物の流通の合理
 化及び消費の安定的な拡大をはかるため特に必要
 と認められる冷蔵庫、倉庫その他の事業施設の整
 備改善に必要な資金の融通を行なうこととしてお
 ります。

卸売市場近代化資金の融資条件につきましても
 は、別表第一において、貸し付けの利率は年八分
 二厘以内、償還期限及び据え置き期間はそれぞれ
 十五年以内及び三年以内と規定しております。

なお、この資金制度の運用にあたりましては、
 各都道府県ごとに卸売市場整備計画を作成し、こ
 の計画に即して貸し付けを行なうよう指導を行な
 う方針であります。

以上の改正点のほか、農林漁業金融公庫法第十
 二条及び第三十条の改正を行ない、農林漁業金融
 公庫の役員の方格事項に関する規定を改める等所
 要の規定の整備を行なつております。

以上をもつて、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、資料の説明をごく簡単に申し上げます。二ページをごらんいただきますと、これはいわゆる制度金融で、公庫資金、近代化資金、天災資金、開拓者資金、改良資金等々についての貸し付け計画なりその他の記載がございます。四十三年の資金のワケといたしまして、公庫資金千八百億、近代化資金千億、天災資金は災害に応じて出しますから、特に前もってきめることはございません。開拓者資金四十二億、改良資金百二億というところでございます。

それから三ページは農林公庫資金の貸し付け条件の推移で、三十七年度から四十三年度までのそれぞれの利子なりあるいは償還期限等の改善のあとが書かれております。かいつまんで申し上げますと、利子につきましては、三十九年度と四十二年に相当の改善を行ない、四十三年度におきましては御提案の総合施設資金及び卸売市場近代化資金といういわば新しい制度を設けましたことが特色でございます。

四ページは公庫資金の貸し付け計画でございます。四十三年度は千八百億で、農林漁業経営構造改善七百十三億、基盤整備六百二十二億、これが主要な金額でございます。総合施設資金が二十億、卸売市場近代化が三十億、これが初年度のワケでございます。

五ページは公庫資金の貸し付け実績で、これも農林漁業経営構造改善、基盤整備が主体となっております。六ページは公庫の原資及び補給金の年次別の記載でございますが、四十一年度以降は農林漁業金融公庫に対して出資はございませんで、全部原資は借入れ金と自己資金等々でございます。したがって、政府から公庫に対して補給金を出しておりますものが年々増加いたしまして、四十三年度におきましては八十五億に達しておるわけでございます。

次に、八ページに農業近代化資金の貸し付け条件の推移が書いてございます。三十六年度に出発いたしましたときは農業者に対する貸し付け年利率が七分五厘でございましたが、三十七年度には六分五厘、四十一年度には六分になってまいりました経過が書かれておるのでございます。

九ページは近代化資金の貸し付け実績でございますが、個人施設につきましては農舎畜舎等建物施設と農機具等がおもな対象でございます。融資ワケと実際の融資額とは四十年度までは比較的ワケが余つておつたわけでございますが、四十一年度以降四十三年度まででございますが、大体完全に消化をしております。

それから十ページは、信用保証保険の実績でございます。現実にご覧いただきますと農業信用基金協会のほうは農業近代化資金は四十一年度の残高で一千七百七億、それから近代化資金以外の一般資金で百五十億ということでございます。保険協会のほうは省略をいたします。

十一ページは農協と信農連と農林中金との調達資金の内容と運用の内容とを表示いたしております。

この概略の説明は十二ページをごらんいただきます。これは農協、信農連、農林中金を一体として資金の流れを見てみたものでございますが、農家から農協に対して二兆八千三百七十九億、これは四十二年三月末の数字でございますが、貯金があり、農協から農家に對して一兆三千四百三十九億円の貸し付けがあり、農協は信農連に対して一兆七千六百五十九億の貯金を上げ、信農連が農協に四千三百七十二億円の貸し付けを行ない、信農連が農林中金に九千九百七十一億円の貯金をし、中金は所屬団体に二千三百一億円の低利の貸し付けを行ない、なお農林中金は農林債券として約三千億の資金を獲得しておりますが、これは所屬団体の貸し付け以外には、関連産業貸し付け、金融機関貸し付け、あるいは有価証券の保有等々を行なつておるわけでございます。

十三ページは農家資金の推移でございます。農家所得はこれを農業所得と農外所得を含めての数字でございますが、年々ふえて四十一年度におきましては八十六万円、農家経済余剰、これは農家所得から租税、公課、諸負担等々を調整したものが可処分所得で、この可処分所得から家族の計費を引いたいわゆる剰余でございますが、それが十四万九千円、これも年々増加をいたしております。預貯金の残高が六十七万八千八百円、これも増加をいたしております。借り入れた金は十八万二千四百円、これも増加をいたしております。貯金の伸びのほうは大きいことがこの表によつてもわかるわけでございます。

以上が総合資金関係の資料でございますが、次が卸売市場近代化資金関係でございます。

十五ページは中央卸売市場の概要のところ、人口十五万以上の都市に中央卸売市場を置くことができるというたてまえになっておりますが、人口十五万以上の九十五都市の中で現在開設いたしておりますものは二十五都市、市場数五十五というところでございます。市場の要素として、開設者、卸売人、仲買人、売買参加者といふものがございまして、その関係は十六ページに図示をいたしております。十七ページに中央卸売市場の地位がございまして、四十一年度における扱いは六千七百七十九億、そのうち大ざっぱに申し上げて青果物が四割で、水産物が五割で食肉その他が残りということになっておるわけでございます。流通上の地位といたしましては、中央卸売市場開設都市の人口は総人口のおよそ二七％でございまして、中央卸売市場の主要生鮮食料品の取り扱い量は、全国流通量のうち青果物四割強、水産物五割強と相当大きなウェイトを占めておるわけでございます。

以上が中央卸売市場で、十八ページ以降が地方卸売市場でございます。これは先ほどの提案理由の中にもございまして、地方卸売市場の数はきわめて多く千九百十八にございまして、そうして青果、水産等々を含めた総合市場が百五十、青果物が一千二百四十一、水産物が五百二十三、食肉が四というふうになっておりまして、その開設者千

九百十八のうち、地方公共団体が開設いたしておりますのは六十九、わずか三・六％で、あとは民営でございます。なお、地方卸売市場の経済的な地位といたしましては、昭和四十一年におきまして全国流通量の青果物は約六割強、水産物が四割強、これも中央卸売市場にほぼ匹敵するだけのウェイトを持っております。

十九ページは二十五の都市ごとの高い高あるいは市部の数等々の資料でございます。

二十ページが中央卸売市場の開設状況、それから二十一ページが卸売人、仲買人の数、二十三、二十四ページが地方卸売市場の現況についての詳細な説明でございます。

以上、簡単に申し上げますが……。
○委員長(和田鶴一君) 本案についての質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十一分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十九日)
一、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局